

豊橋市斎場整備・運営事業

要 求 水 準 書

(案)

平成 29 年 11 月

豊橋市

目次

第1	総則	1
1	本書の位置付け	1
2	事業の目的	1
3	基本方針	1
4	事業範囲	2
5	事業概要	3
6	適用法令・基準	4
7	要求水準の変更	6
8	燃料備蓄、災害時の対応	7
9	光熱水費の負担について	7
10	本要求水準書に記載のない事項	7
第2	施設整備業務要求水準	8
1	事業者の業務範囲	8
2	基本要件	8
3	敷地整備要件	10
4	建築施設整備要件	11
5	建築付帯設備要件	17
6	火葬炉設備要件	21
7	運営・支援システム整備要件	37
8	事前調査業務	39
9	設計業務	39
10	建設業務	41
11	備品等整備業務	45
12	工事監理業務	46
13	環境保全対策業務	46
14	所有権移転業務	48
15	各種申請等業務	48
16	稼働準備業務	48
17	その他施設整備上必要な業務	49
第3	維持管理業務要求水準	50
1	事業者の業務範囲	50
2	基本要件	50
3	建築物保守管理業務	53
4	建築設備保守管理業務	55
5	清掃業務	55
6	植栽・外構等維持管理業務	55

7	警備業務	56
8	環境衛生管理業務	56
9	火葬炉保守管理業務	56
10	備品等管理業務	57
11	残骨灰及び集じん灰の管理及び処理業務	57
12	その他維持管理上必要な業務	57
第4	運営業務要求水準	58
1	事業者の業務範囲	58
2	基本要件	58
3	施設の運営概要	59
4	予約受付業務	59
5	利用者受付業務	60
6	告別業務	60
7	炉前業務	60
8	収骨業務	60
9	火葬炉運転業務	61
10	動物・産汚物等の火葬業務	61
11	待合室関連業務	61
12	物品販売業務	61
13	公金収納代行業務	62
14	その他運営上必要な業務	62
第5	既存施設の解体・撤去等業務要求水準	65
1	事業者の業務範囲	65
2	基本要件	65

○ 附属資料一覧

資料番号	資料名称
附属資料 1	測量図
附属資料 2	ボーリングデータ
附属資料 3	周辺インフラ整備現況図
附属資料 4	既存施設備品等一覧
附属資料 5	既存施設平面図
附属資料 6	過去 5 年分の火葬件数、燃料使用量等の実績

第1 総則

1 本書の位置付け

本書は、豊橋市（以下「市」という。）が、「豊橋市斎場整備・運営事業」（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）の募集・選定にあたり、応募者を対象に公表する「入札説明書」と一体のものであり、本事業において市が要求する施設整備水準及びサービス水準（以下「要求水準」という。）を示し、入札参加者の提案に具体的な指針を与えるものである。

入札参加者は、要求水準を満たす限りにおいて、本事業に関し自由に提案を行うことができるものとする。また、市は要求水準を事業者選定の過程における審査条件として用いる。このため、審査時点において要求水準を満たさないことが明らかな提案については、失格とする。さらに、事業者は、本事業の事業期間にわたって要求水準を遵守しなければならない。市による事業実施状況のモニタリングにより、事業者が要求水準を達成できないことが確認された場合は、特定事業契約（以下「事業契約」という。）に基づき措置するものとする。

2 事業の目的

豊橋市斎場（以下「本施設」という。）は、昭和7年11月に市立豊橋火葬場として現在地に開設され、昭和51年7月に全面改築した。その後、平成14年度から15年度にかけて斎場棟及び白ヶ池会館（待合棟）の大規模改修を実施し、市民の火葬需要に応じてきた。

しかしながら、全面改築から41年を迎え、施設の老朽化が進むとともに、機能やスペースの面において市民の要望に応えきれない部分も出てきている。また、今後、高齢化の進行により火葬件数の増加が見込まれ、現在の斎場では近い将来、火葬業務に支障をきたすことが想定されることから、市では平成28年度に豊橋市斎場再整備計画を策定した。

市は、今後将来にわたる市民の火葬需要に応じていくことを目指しており、本事業の実施にあたっては、民間事業者の創意工夫やノウハウを活用し、財政負担の縮減及び公共サービスの水準の向上を図るとともに、事業者に対しては本事業を実施することによる地元経済への貢献について期待している。

3 基本方針

本事業は、次の事項に基づいて本施設の整備を行うこととする。

【方針1】 今後の火葬需要に対応できる施設規模とする

高齢化の進行に伴い、増加する火葬需要に対応できる施設規模・機能を備えた施設

とする。

【方針2】会葬者にとって利用しやすく、プライバシーに配慮した施設とする

会葬者にとって分かりやすくプライバシーに配慮した動線計画とし、すべての人が快適に利用できるようユニバーサルデザインを採用する。また、地域の火葬習慣や利用者ニーズを考慮した機能、スペースを備えた施設とする。

【方針3】環境に配慮した施設とする

周辺環境への影響を最小限に抑えるため、ダイオキシン類を始めとしたばい煙の除去が十分に行える火葬設備を導入する。また、環境に配慮した設備・機器の導入や再生可能なエネルギーの利用により環境にやさしい施設を整備する。

【方針4】災害に強い構造を検討し整備する

災害に強い構造を検討するとともに、自家発電設備を設置し、災害時でも一定期間は火葬ができるように整備する。

【方針5】施設の適切な維持管理、効率的な運営を可能とする施設とする

施設ができるだけ長く利用できるよう、建物については予防保全を前提として適切に維持管理するとともに、火葬設備についても適切かつ効率的な運転、メンテナンスが行える設備を導入する。また、業務スペースの拡充や設備の充実を図り、職員が作業をしやすい環境を整備する。

4 事業範囲

事業者が実施する業務は、次の（1）から（4）に掲げるものとする。

（1）施設整備業務

- ・ 事前調査業務
- ・ 設計業務
- ・ 建設業務
- ・ 備品等整備業務
- ・ 工事監理業務
- ・ 環境保全対策業務
- ・ 所有権移転業務
- ・ 各種申請等業務
- ・ 稼働準備業務
- ・ その他施設整備上必要な業務

（2）維持管理業務

- ・ 建築物保守管理業務
- ・ 建築設備保守管理業務

- ・ 清掃業務
- ・ 植栽・外構等維持管理業務
- ・ 警備業務
- ・ 環境衛生管理業務
- ・ 火葬炉保守管理業務
- ・ 備品等管理業務
- ・ 残骨灰及び集じん灰の管理及び処理業務
- ・ その他維持管理上必要な業務

(3) 運營業務

- ・ 予約受付業務
- ・ 利用者受付業務
- ・ 告別業務
- ・ 炉前業務
- ・ 収骨業務
- ・ 火葬炉運転業務
- ・ 動物・産汚物等の火葬業務
- ・ 待合室関連業務
- ・ 物品販売業務
- ・ 公金収納代行業務
- ・ その他運営上必要な業務

(4) 既存施設の解体・撤去等業務

- ・ 既存施設の解体業務
- ・ 廃棄物の処分業務
- ・ 跡地整備業務

5 事業概要

(1) 事業の名称

豊橋市斎場整備・運営事業

(2) 事業内容

本施設の設計、建設、維持管理及び運営並びに既存施設の解体、撤去及び跡地整備

(3) 事業スケジュール

時期	内容
平成30年12月～	施設的设计・建設
平成33年 3月	本施設の引渡し及び所有権移転
平成33年 4月	本施設の使用開始
平成33年 4月～	既存施設等の解体、跡地整備
平成33年 8月	既存施設等の解体、跡地整備完了期限
平成53年 3月	事業期間終了（維持管理・運営期間20年間）

(4) 事業方式

BT0方式

6 適用法令・基準

本事業を実施するにあたっては、次の法令等を遵守すること。

(1) 適用法令等

- ・ 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）
- ・ 建築基準法（昭和25年法律第201号）
- ・ 建設業法（昭和24年法律第100号）
- ・ 消防法（昭和23年法律第186号）
- ・ 都市計画法（昭和43年法律第100号）
- ・ 景観法（平成16年法律第110号）
- ・ 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）
- ・ 電気事業法（昭和39年法律第170号）
- ・ 電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）
- ・ 水質汚濁防止法（昭和45年法律第49号）
- ・ 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
- ・ 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）
- ・ 悪臭防止法（昭和46年法律第91号）
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ・ 騒音規制法（昭和43年法律第98号）
- ・ 振動規制法（昭和51年法律第64号）
- ・ 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）

- ・ 健康増進法（平成14年法律第103号）
- ・ 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- ・ 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- ・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）
- ・ 警備業法（昭和47年法律第117号）
- ・ 駐車場法（昭和32年法律第106号）
- ・ 危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）
- ・ 墓地、埋葬等に関する法律施行細則（昭和23年省令第24号）
- ・ 火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針
（平成12年3月火葬場から排出されるダイオキシン削減対策検討会答申）
- ・ エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）
- ・ 最低賃金法（昭和34年法律第137号）
- ・ 愛知県建築基準条例（昭和39年条例第49号）
- ・ 人にやさしい街づくりの推進に関する条例（平成6年条例第33号）
- ・ 愛知県環境基本条例（平成7年条例第1号）
- ・ 動物処理場等に関する条例（昭和24年条例第3号）
- ・ 胎衣及び産汚物取締条例（昭和23年条例第17号）
- ・ 県民の生活環境の保全等に関する条例（平成15年条例第7号）
- ・ 豊橋まちづくり景観条例（平成4年条例第57号）
- ・ 豊橋市墓地、埋葬等に関する法律施行細則（平成11年規則第26号）
- ・ 豊橋市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成11年規則第35号）
- ・ 豊橋市建築基準法施行細則（昭和46年規則第35号）
- ・ 豊橋市都市計画法施行細則（平成11年規則第37号）
- ・ 豊橋市斎場条例（昭和52年条例第22号）
- ・ 豊橋市斎場条例施行規則（昭和52年規則第22号）
- ・ 豊橋市環境基本条例（平成8年条例第15号）
- ・ 豊橋市廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成5年条例第20号）
- ・ 豊橋市公害防止条例（昭和46年条例第41号）
- ・ 豊橋市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例
（平成17年条例第33号）
- ・ 豊橋市公契約条例（平成27年条例第43号）
- ・ その他、施設の設計、建設、維持管理及び運営等に関する関係法令等

（2）設計基準、仕様書等

国土交通省（または建設省）営繕部監修、（社）公共建築協会編集の次に掲げる基準等（いずれも最新版）

- ・ 官庁施設の基本的性能基準及び同解説

- ・ 建築設計基準及び同解説
- ・ 建築構造設計基準及び同解説
- ・ 建築設備設計基準
- ・ 建築設備計画基準・同要領
- ・ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- ・ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- ・ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- ・ 建築工事標準詳細図
- ・ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
- ・ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
- ・ 建築工事安全施工技術指針・同解説
- ・ 建築物解体工事共通仕様書・同解説
- ・ 官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説
- ・ 雨水利用・排水再利用設備計画基準
- ・ 国土交通省営繕部監修、(一財)建築保全センター編集の保全業務の実施時における最新版の建築保全業務共通仕様書及び同解説
- ・ 標準仕様書-土木工事標準仕様書-（愛知県建設部）

7 要求水準の変更

(1) 要求水準の変更事由

市は、次の事由により、事業期間中に要求水準を変更する場合がある。

- ア 法令等の変更により業務内容が著しく変更されるとき。
- イ 災害・事故等により、特別な業務内容が常時必要なとき、または業務内容が著しく変更されるとき。
- ウ 市の事由により業務内容の変更が必要なとき。
- エ その他、業務内容の変更が特に必要と認められるとき。

(2) 要求水準の変更手続き

市は、要求水準を変更する場合、事前に事業者へ通知する。要求水準の変更に伴い、事業契約書に基づく事業者へ支払う委託料を含め事業契約書の変更が必要となる場合、必要な契約変更を行うものとする。

(3) 事業期間終了時の要求水準

- ア 事業者は、事業期間終了時において、施設のすべてが要求水準書で提示した性能及び機能を発揮でき、著しい損傷がない状態で市へ引継げるようにすること。性能及び機能を満足する限りにおいて、経年による劣化は許容するものとする。
- イ 大規模修繕は事業者の事業範囲外とし、市が実施する。市による大規模修繕は、

使用開始後16年目以降に実施する。よって、事業者は使用開始後15年間は、大規模修繕を行う必要性が生じないように適切な仕様の施設整備及び修繕業務を実施すること。また、16年目以降については、必要な修繕業務を事業者にて実施すること。

- ウ 事業期間終了にあたり、事業者は市と協議のうえ日程を定め、市の立会いの下に上記の状態の満足についての確認を受けること。

8 燃料備蓄、災害時の対応

大規模災害等が発生した場合であって、市が必要であると判断したとき（以下「災害発生時」という。）には、事業者は業務実施時間の延長をし、災害等への対応の支援を行うこと。災害発生時には、3日間の火葬件数に対応できるよう、自家発電装置におけるエネルギー供給を含め、必要物品等の備蓄を行うこと。災害発生時における火葬ダイヤグラム及び運営計画は、24時間稼働を想定してあらかじめ策定すること。なお、大規模災害等により、本施設に損傷等が生じた場合には、事業者は早期復旧に努めるものとし、その状況を逐次市に報告をしなければならない。

9 光熱水費の負担について

光熱水費の負担については、入札説明書等にて示す。

10 本要求水準書に記載のない事項

本要求水準書に記載のない事項は、関係法令等を遵守したうえで、事業者の提案とする。

第2 施設整備業務要求水準

1 事業者の業務範囲

- ・ 事前調査業務
- ・ 設計業務
- ・ 建設業務
- ・ 備品等整備業務
- ・ 工事監理業務
- ・ 環境保全対策業務
- ・ 所有権移転業務
- ・ 各種申請等業務
- ・ 稼働準備業務
- ・ その他施設整備上必要な業務

2 基本要件

(1) 基本施設

本事業における基本施設は、次のとおりとする。

項目		内容
構造		事業者の提案による。
階数		事業者の提案による。
建築面積		事業者の提案による。
延床面積		4,300～4,800㎡で事業者の提案による。
火葬炉	人体炉	12基（うち大型炉2基）
	動物炉	1基
待合室		12室
告別室		4～6室程度で事業者の提案による。
収骨室		4～6室程度で事業者の提案による。
霊安室		遺体3体分の柩収容
会議室		事業者の提案による。
駐車場	普通車	68台以上
	マイクロバス	10台以上
	車いす使用者用	3台以上
	動物炉利用者用	2台以上

(2) 施設の想定規模

将来の想定火葬件数については、豊橋市斎場再整備計画（平成28年7月）を参照すること。

(3) 敷地条件

ア 基本事項

項目	内容
建設予定地	豊橋市飯村町字北池上 52 番地 36 豊橋市飯村町字北池上 52 番地 228
都市計画決定	なし（既存施設は建築基準法第51条に基づく許可により建築）
区域区分	市街化調整区域
建ぺい率	50%以下 (別敷地に駐車場を設ける場合はあわせて算定できる。)
容積率	200%
防火地域	指定なし
敷地面積	8,535.96㎡
接道状況	北側：飯村町25号線 幅員5.8～7.3m 南側：飯村町 6号線 幅員8.0～12.4m
土地の所有者	豊橋市
緑化等	・緑化率原則 20%以上すること ・敷地面積 1ha 未満の場合、敷地境界の内側に沿って幅 1m 以上の緩衝帯（緑地、公害防止上有効な塀、付属建築物等）を設ける
その他	・敷地は極力整形化に努めること ・所要の駐車場を確保すること ・公害防止対策を万全に行うこと

イ 測量結果

「附属資料1 測量図」を参照すること。

ウ 敷地の地質及び地盤

「附属資料2 ボーリングデータ」を参照すること。更に詳細な地質・地盤調査が必要な場合は、事業者の判断により実施すること。

(4) インフラ整備状況

「附属資料3 周辺インフラ整備現況図」を参照すること。なお、次ページを参考にし、事業者の判断と責任において各設備管理者に確認すること。

インフラ	現状	整備方針
上水道	整備済	飯村町 25 号線に埋設の給水本管（φ100mm）から引き込むこと。
下水道	未整備	合併処理浄化槽を用いること。その際、処理人数、放流ルートを検討をすること。 なお、自然流下が難しい場合はポンプアップ対応とすること。
都市ガス	供給済	都市ガスを使用する場合、埋設のガス管を用いること。（中部ガス株式会社が本施設まで中圧導管 A を敷設予定）
電気	引き込み済	近隣の既設の電力線から引き込むこと。
電話等	引き込み済	近隣の既設の電話線から引き込むこと。

3 敷地整備要件

(1) 基本要件

ア 動線計画

- (ア) 動線計画にあたっては、霊柩車到着、告別、納棺、待機、開扉、収骨、退場と連続する葬送行為の流れを考慮し、会葬のスムーズな進行を確保するとともに、会葬者のプライバシーに配慮した計画を立案すること。
- (イ) 霊柩車、会葬者、動物炉利用者、職員用の車両の動線に配慮すること。
- (ウ) 高齢者や障害者等の利用にも配慮したわかりやすい誘導表示を設置すること。

イ 配置計画

- (ア) 周辺環境との調和、利用者の利便性、ニーズ、動線等を考慮したものを提案すること。
- (イ) 日照や景観にも配慮し、緩衝緑地の配置等の検討も行うこと。
- (ウ) 既存施設を稼働しながらの工事となるので、本施設の整備期間中の施設への安全なアプローチを確保し、既存施設の運営に支障のないよう配慮すること。支障が発生する場合は適切に仮設等を行い工事の影響を最小限に抑えること。また、既存施設への霊柩車、マイクロバスでの横付け及び昇降に配慮すること。

ウ 外構計画

- (ア) 周辺の日常的風景との調和を図ること。
- (イ) 敷地内空地は原則として、樹木・芝等により良好な環境の維持に努めること。
- (ウ) 敷地内に適切な散水設備及び排水設備を設け、位置・寸法・勾配・耐荷力に注意し、不等沈下、漏水のない計画とすること。
- (エ) 建築物との取り合い部やスロープ箇所等、地盤沈下対策を十分検討すること。

- (オ) 夜間や休場日に敷地内に車両等が無断で進入できないよう、敷地周囲に柵等を、敷地入口には斎場にふさわしい重厚感のある門扉等を設けること。
- (カ) 敷地の北側及び南側に車両出入口を設けること。

エ 駐車場計画

- (ア) 駐車場計画にあたっては、想定火葬件数や業務集中度などを踏まえて整備すること。
- (イ) 動物炉利用者の駐車場は、可能な限り会葬者用駐車場とは別に設けること。
- (ウ) 職員用の駐車場は、本施設の運用に支障のない範囲で普通車用駐車場を利用できるものとする。
- (エ) 施設の性格上、高齢者や障害者等の利用が多数に想定されることから、アプローチや駐車場等は、特にユニバーサルデザインを意識した計画とすること。
- (オ) 駐車場エリアと火葬施設エリアの分離が図れるよう、駐車場には植栽帯等を効果的に配置すること。
- (カ) 台数は、普通車用68台以上、車いす使用者用3台以上、マイクロバス用10台以上、動物炉利用者用2台以上を確保すること。
- (キ) 本施設の整備期間中にも既存施設を使用するため、臨時駐車場として普通車用50台以上、マイクロバス用6台以上を確保すること。なお、臨時駐車場用地は市が確保を予定する用地を用いること。その際、利用者の安全かつ円滑な動線確保に努めるとともに、既存施設の運営に支障のないよう配慮すること。

4 建築施設整備要件

(1) 基本要件

- ア 平面構成は、高齢者や障害者をはじめ、すべての利用者が安心して利用できる施設とすること。
- イ 動線計画は、故人の尊厳を重んじた人生終焉の場に相応しい空間構成と遺族の心情に配慮し、一連の儀式がスムーズに執り行われるように工夫すること。
- ウ 到着から告別、待合、収骨に移動する会葬者同士及び職員等との動線の交錯がなく、会葬者にとってわかりやすく明快な動線計画、意匠計画とすること。また、管理運営上も効率的な動線となるように配慮すること。
- エ 諸室等は、平面的だけでなく、配管、配線、ダクト類のスペース及び機器類の交換・保守点検に必要な空間を含め、各施設の空間的繋がりに配慮し、立体的な捉え方で計画すること。
- オ 建築施設の配置計画、意匠計画、設備計画等は、施設の用途及び目的を考慮し、省エネルギー及び省資源対策に十分考慮するとともに、ライフサイクルコス

ト 低減を考慮した耐久性の高い施設となるよう努めること。

カ 施設の稼働期間を考慮し、長期にわたり配管等の修繕が行いやすい構造とすること。

キ 機能的、構造的に災害に強い施設とすること。

ク 葬祭場の併設を行わない。

ケ 建物内は原則禁煙とする。

(2) 建物の構造

ア 耐震性能

施設の構造については、本要求水準書「設計基準、仕様書等」に示す官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説に基づき、次のとおりとする。

対象部位	耐震安全性の分類
構造体	Ⅱ類
建築非構造部材	A類
建築設備	甲類

イ 施設の耐用年数

本施設の建築物（主に躯体）の目標耐用年数を50年程度とする。個々の部位、部材、設備、部品等については、事業者は十分な機能を確保できるよう、施設の各部分について合理的な長期修繕計画を立て、それに基づく材料の選択をし、施設保全を考慮した施設の設計を行うこと。

ウ 地球環境及び周辺環境保護への配慮

地球環境保護に配慮して、建物のライフサイクル全体での省エネルギー及び省資源化に努めること。また、施設が周辺環境に与える影響を軽減し、地域環境の保全に努めること。

エ ユニバーサルデザイン対応

施設の設計にあつては、ユニバーサルデザインに配慮した工夫をすること。

オ 標準仕様

設計及び施工においては、原則として本要求水準書「設計基準、仕様書等」によることとし、公共施設の標準的水準以上を確保すること。

(3) 建築意匠の仕上げ計画

ア 建築意匠の仕上げ計画にあつては、周辺環境との調和かつ人生終焉の場として相応しいものとする。

イ 維持管理についても留意し、清掃しやすく管理しやすい施設となるように配慮し、断熱方法・工法も十分検討し建物の耐久性を高めるよう努めること。

ウ 仕上げの選定にあつては、建築設計基準及び同解説に記載される項目の範

囲と同等以上にあることを原則とすること。

- エ 施設案内板や室名札等のサインは、各室の使用目的や仕様条件を考慮し、それぞれの空間構成にふさわしい文字の大きさ、書体、色彩を考えたわかりやすい計画とすること。
- オ 地域特性を生かした仕上げ計画とすること。
- カ エントランス、告別室、収骨室、トイレ等多数の利用者が利用する場所の仕上げは、質感のある材料を使用すること。床は滑り止めの加工を施すこと。

(4) 施設概要

本事業により配置する施設ゾーンは、次のとおりとする。次に示すほか、必要な施設及び施設の詳細、各施設の配置等については事業者の提案とする。本施設の基本的な諸室の要求水準を以下に示す。

区分	構成	要求水準
ア 火葬ゾーン	エントランスホール 告別室 収骨室 収骨準備室 炉前ホール 火葬炉（冷却前室、動物炉を含む） 炉機械室 残灰・飛灰室 霊安室 トイレ等	(ア) 告別室、炉前ホール、収骨室及び収骨準備室の機能が一体となった部屋の設置を行う提案も可能とする。 (イ) 火葬ピーク時にも、火葬業務がスムーズに行える計画とすること。 (ウ) 会葬者同士の動線の交錯が極力避けられること。 (エ) 換気や空調等、火葬の作業環境に十分配慮すること。 (オ) 台車等の整備や材料等の保管などの作業スペースに配慮すること。
イ 待合ゾーン	待合室 待合ロビー キッズルーム 授乳室 売店・喫茶コーナー 更衣室 トイレ等	(ア) 不特定多数の利用があるため、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた計画とすること。また、明快な動線計画とすること。 (イ) 待合室や待合ロビー等、会葬者が比較的長い時間を過ごす部屋については、特に落ち着いた雰囲気求められ、窓からの景観や遮音について十分に配慮すること。
ウ 管理ゾーン	事務室(会議室、中央監視室、電算機室、書類保管庫、職員用給湯室、休憩室、更衣室、職員用トイレ等を含む) 動物受付	(ア) 良好な執務条件の確保、作業効率の向上を目指し、コンパクトな動線計画、遮音性が高い快適な執務空間の創出、ゆとりのある作業スペースに留意して計画すること。

区分	構成	要求水準
エ 外部施設ゾーン	アプローチ部 (霊柩車やマイクローバス等の車寄せ部分) 駐車場 植栽等外構	(ア) 高齢者や障害者等の利用も多いため、アプローチや駐車場等の外部施設は、特にユニバーサルデザインの考え方を意識した構成とすること。 (イ) 既存施設を稼働しながらの工事となるので、建替え期間中の施設への安全なアプローチを確保し、既存施設の運営に支障のないよう配慮すること。支障が発生する場合は適切に仮設等を行い工事の影響を最小限に抑えること。 (ウ) 周辺環境との調和、利用者の利便性、ニーズ、動線等を考慮したものを提案すること。

ア 火葬ゾーン

項目	要求水準
エントランスホール	<ul style="list-style-type: none"> ・一時的に多数の会葬者が集中することを考慮した面積、設計とすること。 ・会葬者にわかりやすい案内表示を行うこと。 ・機能性のみでなく、遺族の心情に配慮し、斎場にふさわしい意匠となるよう天井高、仕上げ等を工夫すること。
告別室	<ul style="list-style-type: none"> ・読経等による他の葬列への影響も配慮すること。 ・遺族が柩を囲み、最後のお別れができること。 ・遺影台、焼香台等を設置すること。 ・焼香の煙を適切に除去し、臭気や汚れの付着に配慮すること。
収骨室	<ul style="list-style-type: none"> ・遺族が収骨を行えるスペースを確保すること。 ・清潔第一とし、長年にわたる微細粉、臭気の付着には十分な対策を行うこと。 ・遺影台を設置すること。 ・他の会葬者との動線を分離すること。
収骨準備室	<ul style="list-style-type: none"> ・職員が遺骨の整骨など収骨の準備等を行う部屋を設置すること。 ・予備の柩運搬車、炉内台車運搬車を保管できるスペースを確保すること。
炉前ホール	<ul style="list-style-type: none"> ・遺族が柩の炉入れを見送れること。 ・炉の化粧扉の仕上げは建築意匠設計により、室内意匠と調和させること。 ・必要な案内表示を行うこと。 ・各団体の会葬者の動線が交錯しないよう考慮すること。

項目	要求水準
炉室（冷却前室、動物炉を含む）	<ul style="list-style-type: none"> 火葬炉の排気口は、周辺住居から見えないようにすること。
炉機械室	<ul style="list-style-type: none"> 換気や空調等、火葬の作業環境には十分に配慮すること。
残灰・飛灰室	<ul style="list-style-type: none"> 集積した収骨灰・集じん灰を一時保管できる場所を設けること。 排出の際に、会葬者の目に触れることのないよう考慮すること。
霊安室	<ul style="list-style-type: none"> 遺体3体分の柩の収容が容易であること。 屋外から霊安室、火葬炉へ柩を移動する動線に配慮すること。
トイレ	<ul style="list-style-type: none"> 男子、女子、多目的別に必要数を設置すること。 大便器は温水洗浄式暖房便座とし、トイレの個室には非常用ブザーを設置すること。 女性用トイレには擬音装置を設置すること。 男女トイレともに必要な箇所にベビーチェア、ベビーシートを設置すること。 和式トイレの設置については必要性を検討したうえで事業者の提案による。 <p>（以下、各ゾーンのトイレの要求水準は同様とする。）</p>

イ 待合ゾーン

項目	要求水準
待合室	<ul style="list-style-type: none"> 12室設けること。 1室30人程度の利用を想定すること。 テーブル、椅子など必要な備品を設置すること。 可動間仕切りにより、隣室と併用できる部屋を設置すること。 なお、可動間仕切りは、遮音性に優れたものとする。 洋室を基本とするが、和室、和洋室の必要性も検討したうえで事業者提案とする。
待合ロビー	<ul style="list-style-type: none"> 待合室を利用しない遺族にも対応できる設計とすること。 ソファ等家具、テレビ等を設置すること。
キッズルーム	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの会葬者が、待ち時間中に安全に時間を過ごせる場を設置すること。 利用しやすい位置に配置すること。
授乳室	<ul style="list-style-type: none"> 乳児への授乳を行う部屋を設置すること。 椅子、おむつ替えベッド、給湯設備を設置すること。 安心して利用できるよう、プライバシーに配慮すること

項目	要求水準
売店・喫茶コーナー	<ul style="list-style-type: none"> ・飲料等を提供する自動販売機を設置すること。なお、売店・喫茶コーナーの設置については必要性を検討したうえで事業者提案とする。 ・搬入車の経路、バックヤードが遺族等から見えないように配慮すること。
更衣室	<ul style="list-style-type: none"> ・遺族等が更衣を行えるよう、スペースを確保すること。 ・男女別に設けること。

ウ 管理ゾーン

項目	要求水準
事務室（会議室、中央監視室、電算機室、書類保管庫、職員用給湯室、休憩室、更衣室、職員用トイレ等を含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・火葬受付、火葬許可証の内容確認、使用料の徴収、火葬証明書の交付等を行うため、分かりやすく利便性のある位置に設けること。 ・受付窓口から事務室内部が見えないよう配慮すること。 ・事務机、椅子、パソコン、プリンター、ロッカー、キャビネット等を設置すること。 ・必要な物品の販売に対応すること。 ・会議室の設置については必要性を検討したうえで事業者の提案による。
動物受付	<ul style="list-style-type: none"> ・一般会葬者とは別に、受付口を設置すること。 ・動物受付へのアプローチは、他の会葬者の動線と分離して別に設けること。 ・動物炉利用者の受付のほか、お別れ行為ができる広さを確保すること。 ・利用者の心情に配慮した意匠とすること。 ・建物内の呼び出し用として、内線電話、インターホンなど必要な設備を配置すること。

エ 外部施設ゾーン

項目	要求水準
アプローチ部（霊柩車やマイクロバス等の車寄せ部分）	<ul style="list-style-type: none"> ・霊柩車及びマイクロバスが横付けできる乗降スペースとすること。 ・降雨時に乗降がスムーズにできること。また、会葬者及び柩が濡れることのないよう工夫すること。 ・最大使用時でも乗降に支障のないスペースを確保すること。

項目	要求水準
駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・会葬者及び葬祭業者用として普通車用68台以上、車いす使用者用3台以上、マイクロバス用10台以上、動物炉利用者用2台以上の駐車スペースを整備すること。 ・利用者車両、霊柩車、職員車両、工事車両等、明快な動線の確保及び安全性に配慮すること。工事期間中の隣地における臨時駐車場の活用時も同様とする。 ・1台当たりの駐車スペース、車両等誘導表示、車道及び歩道の動線が利用しやすいよう工夫すること。 ・事業者用駐車スペースは、利用者に支障がないようにすること。
植栽等外構	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地境界には可能な限り緑地帯を設けること。 ・周辺住宅地に配慮し、見え方を十分に検討すること。 ・敷地内に適切な散水設備及び排水設備を設けること。

5 建築付帯設備要件

(1) 基本要件

- (ア) 関係法令及び関係官庁規制・規格等を遵守すること。また、本要求水準書に記載のないものについても、関連法規等に従って必要な設備はすべて整備すること。
- (イ) 維持管理における作業性も含め、建築と設備及び火葬炉の総合的・経済的な検討を行って計画すること。
- (ウ) 保守点検、清掃、維持管理のしやすい計画、構造、材質にすること。
- (エ) 設備の更新及び大規模改修等を考慮し、更新が容易な計画、構造、材質とすること。
- (オ) 省エネルギー型器具等を積極的に採用するなど、省エネルギーと地球環境保全の対策を考慮すること。
- (カ) 作業環境及び執務環境の快適性を確保すること。
- (キ) 非常照明、誘導灯等は、関係法令等に基づき設置し、非常時にも安全に使用できる設備とすること。
- (ク) 設計及び施工においては、原則として本要求水準書に示す設計基準、仕様書等によることとし、公共施設の標準的水準を確保すること。

(2) 電気設備

- (ア) 要求水準を満たすために必要な配管配線工事及び幹線工事を行うこと。
- (イ) 使用機器は、極力汎用品から選択するとともに、それぞれの機器が互換性の

ある製品に統一すること。

(ウ) 盤類は搬入を十分考慮した形状、寸法とすること。

ア 電灯設備

(ア) 照明設備は、業務内容、執務環境等に応じて、光環境を確保すること。

(イ) 照明器具、コンセント等、適当な数を設置すること。

(ウ) 屋外に設置する照明設備は、自動点滅及び時間点滅が可能な方式とすること。

(エ) 照明設備は、各室において操作できるものとし、事務室等で中央管理できるものとする。

イ 動力設備

(ア) 動力設備は施設の運営上、適当な数を設置すること。

(イ) 動力制御盤は、原則として各機械室内に設置すること。また、機器の警報は事務室で受信できるようにし、各動力制御は中央管理できるようにすることが望ましい。

ウ 避雷設備

(ア) 建築基準法及び消防法に基づき、必要に応じて避雷設備を設置すること。

エ 受変電設備

(ア) 電気事業法、労働安全衛生規則等の基準を遵守すること。

(イ) 高圧受電とすること。

オ 静止型電源設備

(ア) 非常用照明、受変電設備の操作用電源として直流電源装置を設置すること。

(イ) 事業者が必要と判断する設備に、停電時保障用の無停電電源装置等を設置すること。

カ 発電設備

(ア) 災害時等に対応するため停電時非常用電源を設置すること。発電設備の能力は、関係法令等に定めのある機器類の予備電源装置として設置するとともに、施設内の重要負荷への停電時送電用として設置したうえで、火葬炉13基と火葬業務遂行のために最低限必要な施設を稼働できるものとする。

(イ) 発電装置の仕様は、要求水準を参考にし、火葬業務遂行のために最低限必要な設備が72時間連続運転できるものとし、台数は事業者の提案による。

キ 構内情報通信網設備

(ア) 運営・支援システムの使用に適切なLAN設備を施設内に整備すること。

ク 構内交換（電話）設備

(ア) 建物内の連絡用として、内線電話機能を有する電話設備を各居室に設置すること。外部通信機能に必要な交換器の回線数等は維持管理・運営業務の効率性を考慮したうえで、事業者の提案とする。

ケ 情報表示（時計）設備

- (ア) 事務室に親時計を、施設内要所に子時計を設置すること。なお、同期方法は、事業者の提案による。

コ 放送設備

- (ア) 関係法令等に基づき、避難等のための設備及び施設内案内用の放送設備を設置すること。
- (イ) 避難等のための放送設備は、自動火災報知設備と連動した設備とすること。
- (ウ) BGMの放送等についても考慮した設備とすること。

サ 誘導支援設備

- (ア) エレベーター、多目的トイレ等に、異常があった場合に表示窓の点灯と音等により知らせることのできる呼出ボタン等の設備を設置すること。
- (イ) 事業者において必要であると判断する場合には、車いす利用者用駐車場にインターホン等を設置し、配管配線工事を行うこと。

シ テレビ受信設備

- (ア) 地上デジタル放送及びケーブルテレビが視聴できるように配管配線工事を行うこと。
- (イ) テレビの視聴可能な部屋、テレビの設置を行う部屋の選定は、事業者の提案による。

ス 電波障害防除設備

- (ア) 事業者は、近隣に建築物による電波障害が発生しないよう留意すること。なお、近隣の電波障害が発生した場合は、事業者により必要な電波障害対策を講ずること。

セ 監視カメラ設備

- (ア) 防犯用及び火葬炉監視用に適切な数を設置すること。設置箇所については、各用途に合わせて十分に機能するよう、事業者の提案とする。
- (イ) 監視映像が録画できる装置を設置すること。録画時間、画質等は、後日、画像を確認するのに支障のない程度で、事業者の提案とする。

ソ 防犯設備

- (ア) 建物出入口は常時出入の監視を行い、防犯設備等を適切に設置すること。設置箇所については事業者の提案による。

タ 自動火災報知設備

- (ア) 関係法令等に基づき、受信機、感知機、消防機関への火災通報装置等を必要な箇所に設置すること。

チ 中央監視制御設備

- (ア) 中央制御方式とし、火葬炉に関する事項は中央監視室で、空調設備、エレベーターの監視、防犯設備、監視カメラ、火災報知機等は事務室での監視及び制

御が行うことができる設備を設置すること。

- (イ) 監視及び制御についての記録が適切に行うことができる設備を設置すること。

ツ 計量設備

- (ア) 適切な系統分けを行い、必要な電力メーター等を確認しやすい場所に設置すること。また、必要に応じて光熱水費を別途計量できるように子メーターを設置すること。

(3) 機械設備

- (ア) 要求水準書を満たすために必要な配管配線工事及び幹線工事を行うこと。
- (イ) 使用機器は、極力汎用品から選択するとともに、それぞれの機器が互換性のある製品に統一すること。
- (ウ) 機器類は高効率、省エネルギー、省資源、長寿命等が可能なものを積極的に採用すること。また、搬入を十分考慮した形状、寸法とすること。
- (エ) 外気取入口及び排気口の位置は、周囲への影響等を考慮すること。

ア 空気調和設備

- (ア) 会葬者及び職員の快適環境を確保するため、空気調和設備を必要な場所に設置すること。
- (イ) 空気調和設備は、関係法令の定めるところにより、熱環境、室内環境及び環境保全性が図られるよう設置すること。
- (ウ) 空調のゾーニングは、温湿度条件、使用時間、用途、負荷傾向、階層、方位等を考慮すること。
- (エ) 空調方式は、ゾーニング計画を基に、室内環境の快適性、室内環境維持に機能性、搬送エネルギーの低減等を検討したうえで、事業者の提案とする。
- (オ) 夏季の冷房、冬季の暖房、給湯等の熱源のシステムは事業者の提案による。

イ 換気設備

- (ア) 関係法令の定めるところにより、各室に必要な換気設備を設置すること。換気方式は事業者の提案による。
- (イ) 告別室、収骨室その他事業者が必要と判断する箇所に脱臭設備を設置すること。方式については、換気対象室の用途及び換気対象要因を基に検討し、事業者の提案による。
- (ウ) 各室に臭気、熱気等がこもらないように、また騒音についても十分配慮し、対策を施すこと。

ウ 排煙設備

- (ア) 排煙は自然排煙を原則とするが、必要に応じ、機械排煙を行えるよう設備を設置すること。

エ 衛生器具設備

- (ア) 高齢者や障害者等にも使いやすく、また節水型の器具を採用すること。
- (イ) 必要な箇所に多目的トイレを設置すること。また、多目的トイレはオストメイトにも対応できるものとする。

オ 給水設備

- (ア) 必要水量を必要圧力で衛生的に供給できるものを設置すること。
- (イ) 保守点検、清掃、維持管理のしやすい構造、材質にすること。

カ 給湯設備

- (ア) 必要温度及び必要量の湯を、必要圧力で衛生的に供給できるものを設置すること。
- (イ) 事業者が必要と判断する部屋に、事業者の提案による方式の給湯設備を設置すること。

キ 排水設備

- (ア) 滞ることなく、速やかにかつ衛生的に排水できるものを設置すること。
- (イ) 汚水、雑排水の処理は合併処理浄化槽とすること。処理対象人員についてはJIS規格によること。
- (ウ) 本要求水準書「環境保全対策業務」に示す基準を満たす能力を有するものであること。

ク 昇降機設備

- (ア) 会葬者が利用するエレベーターは高齢者や障害者等が円滑に利用できるよう、必要な能力を有するエレベーターを適切な場所に設置すること。

ケ 消防設備

- (ア) 消防法等の規定に準拠した消防設備を設置すること。

(4) 燃料保管設備

- ア 火葬業務遂行のために最低限必要な設備を72時間連続運転可能とする燃料を備蓄できる設備を設置すること。
- イ 関係法令等を遵守したものとする。

6 火葬炉設備要件

(1) 基本要件

ア 火葬炉設置概要

- (ア) 設置基数
 - a 人体炉：12基（大型炉を2基含む）
 - b 動物炉：1基

(イ) 設計上の留意すべき事項

- a 本要求水準を満たすとともに、周辺環境に十分配慮した設備とし、いかなる場合も無煙・無臭とすること。
- b 高い安全性と信頼性及び十分な耐久性を有し、かつ、維持管理が容易なものとする。
- c 省力化及び省エネルギー化に配慮した設備とすること。
- d 会葬者の火傷防止等安全、作業環境及び労働安全に十分配慮した計画とすること。
- e 遺体の取扱いに十分配慮した設備とすること。
- f 災害発生時の対応を考慮した設備とすること。
- g 火葬に係る作業全般において、極力自動化を図り、作業の容易な設備とするとともに、コストの削減を図ること。
- h 1排気系列内の火葬炉の一部が点検整備等により運転停止中であっても、同系利用の当該炉以外は、運転が可能なシステムとすること。
- i 火葬炉設備工事に関し、関係法令等に定めるもののほか、本要求水準を満足する設備を設置すること。なお、詳細にわたり明記しないものであっても、この施設の目的達成上必要な機械、機構、装置類、材質等については、責任をもって完備するものとする。

イ 火葬炉設備主要項目

(ア) 火葬重量

火葬炉（標準炉、大型炉）及び動物炉の火葬重量は次のとおりとする。

区分	遺体重量等	柩重量	副葬品
火葬炉	～120kg	25kg	5kg
動物炉	～120kg		

(イ) 最大柩寸法

火葬炉（標準炉、大型炉）及び動物炉の最大柩寸法は次のとおりとする。

区分	長さ	幅	高さ
火葬炉（標準炉）	2,100mm	700mm	650mm
火葬炉（大型炉）	2,300mm	700mm	650mm

(ウ) 火葬炉設備主要項目

火葬炉設備の主要項目は次のとおりとする。

火葬時間	<ul style="list-style-type: none"> ・主燃バーナ着火から消火までの時間は通常 60 分とすること（ただし、遺体重量が 80kg 以上はその限りではない）。 ・冷却時間（炉内冷却+前室冷却）は、冷却を開始してから平均 15 分で収骨可能な温度になるものとする。 	
火葬回数	最大 3 回／炉・日	
使用燃料	都市ガスを基本とする。ただし、事業者が環境面、災害時対応、ライフサイクルコストを考慮して最適な燃料を提案することも可とする。（以降同様とする）	
主要設備方式	炉床方式	台車式
	排ガス冷却方式	・ダイオキシン類の発生を防ぎ、均一、急速に冷却できる方式とする。
	排気方式	<ul style="list-style-type: none"> ・強制排気方式で 2 炉に対し 1 排気系統以上とする。ただし、動物炉（1 基）については、動物炉で 1 排気系統とすること。 ・異なる排気系列との接続は行わない。
燃焼監視・制御	<ul style="list-style-type: none"> ・各火葬炉の燃焼・冷却・排ガス状況等、運転に係る各機器の制御、運転状況等の監視及び記録等については、コンピューター等で一括して行うものとする。また、記録したデータを市へ提出できるよう、必要に応じて出力が可能であること。 	

(エ) 安全対策

安全対策及び非常時の運転については次のとおりとする。

a 安全対策

- 日常の運転について危険防止及び操作ミス防止のため、各種インターロック装置を設け、非常時の場合、各装置がすべて安全側へ作動するようエマージェンシー回路を設けるものとする。
- 火葬業務を行う職員の安全、事故防止には十分配慮した設計とすること。
- 火葬業務を行う職員の火傷防止のため、機器類、配管類の表面温度が、50℃以下になるよう保温（断熱）工事を行うこと。
- 自動化した部位については、すべて手動操作が可能な設計とすること。

b 異常・非常時の運転

- 炉内温度、炉内圧、排ガス温度等に異常が生じた場合には、迅速かつ適切に対応し、火葬を継続できる運転システムとすること。
- 停電時には、発電設備からの電力供給を受けるシステムとし、環境基準等を満足する運転が可能なシステムとすること。

- c) 非常用の発電設備を、本要求水準を満足するように整備すること。
- c その他条件
 - a) 保守点検及び維持管理が容易な構造、配置とし、作業及びメンテナンススペースを確保するものとする。
 - b) 機器配置はオーバーホール時を考慮して設計するものとする。
 - c) 可能な限り、他メーカーでの更新対応な機器配置とすること。

ウ 性能試験

着工前、竣工時及び年1回、市の立会いのもと排ガス等の検査を実施し、検査結果を市に報告すること。検査は、法的資格を有する機関に委託すること。

(ア) 基本条件

- a 事業者は、市と協議のうえ、性能に関する試験の方法、時期等を記載した性能試験実施要領を作成するものとする。なお、測定方法、分析方法等は、関係法令及び規格等に準拠したものとする。
- b 事業者は、性能試験実施要領に基づき試験を実施し、その結果を報告書として市に提出すること。
- c 検査機関は、精度管理を適切に実施し、信頼性のある企業を選定すること。

(イ) 着工前調査

- a 着工前に、現況を把握するため、大気、悪臭、騒音、振動、水質等の測定を行うこと。

(ロ) 竣工時検査

- a 竣工時に、大気、悪臭、騒音、振動、水質等の測定を行うこと。
- b 大気、悪臭のうち排気筒出口での値が定められているものについては、各排気系列運転時に実施し、全系列について行うこと。
- c 敷地境界における悪臭の測定は、運営計画上最大数の炉が同時運転されている時に実施すること。
- d 騒音、振動に関する測定は、竣工時の全炉運転（空運転）時に行うこと。

(ハ) 年1回検査

- a 毎年1回、大気、悪臭、騒音、振動、水質等の測定を行うこと。
- b 測定時期及び測定対象系列（毎年1系列）は、その都度、事業者の維持管理計画を勘案して市が指定する。測定時期は、火葬炉設備（火葬炉及びフィルター含む）の清掃等を行う前の時期とする。

(ニ) その他

- a 周辺住民等から苦情が発生した場合には、速やかに調査を実施し、対策を行うこと。

エ 動物炉

動物炉の性能及び規格は人体炉と同等とすること。

オ 材料及び機器の選定

- (ア) 使用する材料及び機器は、本要求水準を満たし、目的達成に必要な能力、規模を有するものを事業者により検討したうえで、最適なものを選定すること。
- (イ) 使用材料及び機器は、すべてそれぞれの用途に適合した欠陥のない製品で、かつ、すべて新品とする。また、日本工業規格（JIS）等に規格が定められているものは、これらの規格品を使用する。
- (ウ) 使用材料及び機器は、過去の実績、公的機関の試験成績等を十分検討のうえ、選定すること。また、できる限り汎用品を用いるものとする。
- (エ) 使用する材料及び機器は、次に掲げる項目を満足すること。
 - a 高温部に使用される材料は、耐熱性に優れたものであること。
 - b 腐食性環境で使用する材料は、耐蝕性に優れていること。
 - c 磨耗の恐れのある環境で使用する材料は、耐磨耗性に優れていること。
 - d 屋外で使用されるものは、耐候性に優れていること。
 - e 駆動部を擁する機器は、低騒音、低振動性に優れていること。

カ 保証事項

設備、装置及び機器類は、本施設の目的達成のために必要な能力と規模を有し、かつ、管理運営経費の節減を十分考慮したものでなければならない。

(ア) 責任施工

本要求水準書等に明記されていないものであっても、要求水準達成のため、または性能を発揮するために必要な設備等は事業者の負担で整備すること。

(イ) 保証内容

- a 運営・維持管理期間中は、すべての機器の性能及び能力を保証すること。
- b 運営・維持管理期間中に生じた設計・施工及び構造上の欠陥によるすべての破損及び故障等は、事業者の負担により速やかに補修または交換すること。
- c 本要求水準書に記載された火葬・冷却時間、運転回数能力及び公害防止基準を遵守すること。この場合、市が提示した火葬重量と異なっても、火葬時間を除き、この性能は保証されるものとする。

(2) 機械設備

ア 共通事項

(ア) 一般事項

- a 機器の配置は、点検、整備、修理などの作業空間及び通路を確保するものとする。

- b 設備の保全及び日常点検に必要な歩廊、階段、柵、手摺、架台等を適切な場所に設けること。なお、作業能率、安全性を十分考慮した構造とすること。
 - c 高所に点検等の対象となる部分のある設備では、安全な作業姿勢を可能とする作業台を設けるものとする。
 - d 騒音、振動を発生する機器は、防音、防振対策を講ずるものとする。
 - e 回転部分、運転部分及び突起部分には保護カバーを設けるものとする。
- (イ) 歩廊、作業床、階段工事
- a 通路は段差を設けないものとし、障害物が避けられない場合は踏み台等を設けること。
 - b 必要に応じて手摺、梯子（高さが2m以上の場合は、背カゴ）を設ける等、転落防止策を講じること。
 - c 歩廊は、原則として行き止まりを設けてはならない。（2方向避難の確保）
 - d 階段の傾斜角（原則として45度以下）、蹴上幅及び踏み幅は統一すること。
- (ロ) 配管工事
- a 使用材料及び口径は、使用目的に最適な仕様のものを選定すること。
 - b 配管及び配管支持材は、建築物の美観を損なわないよう留意すること。
 - c 要所に防振継手を使用し、耐震性を考慮すること。
 - d バルブ類は、定常時の設定（例：常時開）を明示すること。
- (ハ) 保温・断熱工事
- a 火葬炉設備の性能保持、作業安全及び作業環境を守るため、必要な箇所に保温断熱工事を行うこと。
 - b 使用箇所に適した材料を選定するものとする。
 - c 高温となる機器類は、断熱被覆及び危険表示等の必要な措置を講じること。
 - d ケーシング表面温度は、50℃以下となるよう施工すること。
- (ニ) 塗装工事
- a 機材及び装置は原則として現場搬入前に錆止め塗装をしておくこと。
 - b 塗装部は、素地調整を十分行うこと。
 - c 塗装材は、塗装箇所に応じ耐熱性、耐蝕性、耐候性等を考慮すること。
 - d 塗装仕上げは原則として錆止め補修後、中塗り1回、上塗り2回とすること。
 - e 機器類は、原則として本体に機器名を表示すること。
 - f 配管は、各流体別に色分けし、流体名と流動方向を表示すること。
- (ホ) その他
- a 火葬業務に支障が生じないように、自動操作の機器は手動操作への切替えができるものとする。

- b 火葬中の停電時においても、安全かつ迅速に機器の復旧ができること。
- c 将来の火葬炉の更新を考慮した機器配置とすること。
- d 地震に対し、人の安全や施設機能の確保が図られるよう施工すること。
- e 設備の運転管理に必要な点検口、試験口及び掃除口を適切な場所に設けること。

イ 燃焼設備

(ア) 主燃焼炉

形式	台車式
数量	人体炉12基（うち大型炉2基）、動物炉1基
炉内温度	800℃～950℃

- a ケーシングは鋼板製とし、隙間から外気の進入がない構造とすること。
- b 炉の構造材は、使用箇所に応じた特性及び十分な耐久性を有するものとする
こと。
- c 炉の構造は、柩の収容、焼骨の取り出しが容易で、耐熱性、気密性を十分保て
るものとし、運転操作性、燃焼効率がよいもので、維持管理面を考慮したもの
とすること。
- d デレッキ操作をしないで、所定の時間内に火葬を行える設備とすること。
- e 不完全燃焼がなく、焼骨がある程度まとまった形で遺族の目に触れることを
考慮し、炉内温度を設定・調整すること。
- f 炉内清掃及び点検が容易な設備とすること。
- g 動物炉の主な仕様は、人体炉と同等とすること。

(イ) 断熱扉

数量	13面
----	-----

- a 堅牢で開閉操作が容易であり、かつ断熱性、気密性が維持できる構造とすること。
- b 開閉装置故障の際には手動で開閉できるものとする。

(ウ) 炉内台車

数量	人体炉用12台以上（予備は適宜設置） 動物炉用1台以上（予備は適宜設置）
付属品	予備台車保管用架台等必要なもの一式

- a 柩の収容、焼骨の取り出しが容易で、運転操作性、燃焼効率がよいものとする
こと。
- b 十分な耐久性を有し、汚汁の浸透による臭気発散がない構造とすること。
- c 台車の表面は、目地無しの一休構造とすること。

(エ) 炉内台車移動装置

数量	13台以上
付属品	必要なもの一式

- a 安全性・操作性に優れた構造とすること。
- b 炉内台車を前室及び主燃焼炉内に安全に移動できるものとする。
- c 故障時においても、手動に切り替えて運転・操作できる構造とすること。
- d 主燃焼炉内への空気の侵入を防止できる構造とすること。
- e 動物炉用は、主燃焼炉前で炉内台車を支持・固定して清掃等ができる構造とすること。

(カ) 再燃焼炉

形式	主燃焼炉直上式
数量	13基（主燃焼炉と同数）
炉内温度	800℃～950℃

- a 効率がよく、ばい煙、臭気の除去に必要な滞留時間と燃焼温度を有すること。
- b 火葬開始時から、ばい煙、臭気の除去及びダイオキシン類の分解に必要な性能を有すること。
- c 混合、攪拌燃焼が効果的に行われる炉内構造とすること。
- d 最大排ガス量（主燃焼炉排ガス量＋再燃焼炉発生ガス量）時において1.0秒以上の滞留時間を確保できるとともに、混合攪拌が効果的に行われる構造とすること。
- e 炉内圧力は、経済性も含め、運転に支障のないものとする。

(キ) 燃焼装置

a 主燃焼炉用バーナ

数量	13基（主燃焼炉と同数）
燃料	都市ガス
着火方式	自動着火方式
傾動方式	電動式（故障時には手動で傾動が可能なこと）
操作方式	自動制御（手動への切り替えができること）
付属品	着火装置、火炎監視装置、燃焼制御装置、その他必要なもの一式

- (a) 火葬に適した性能を有し、安全確実な着火と安定した燃焼ができること。
- (b) 低騒音で安全性が高いこと。
- (c) 難燃部に火炎を照射できること。
- (d) 燃焼量、火炎形状及び傾動の調整が可能なものとする。

b 再燃焼炉用バーナ

数量	13基（主燃焼炉と同数）
燃料	都市ガス
着火方式	自動着火方式
操作方式	自動制御（手動への切り替えができること）
付属品	着火装置、火炎監視装置、燃焼制御装置、その他必要なもの一式

- (a) 炉の温度制御ができ、排ガスとの混合接触が十分に行えること。
- (b) 安全確実な着火と安定した燃焼ができること。
- (c) 低騒音で安全性が高いこと。
- (d) 燃焼量及び火炎形状の調整が可能なものとする。

c 燃焼用空気送風機

数量	13基（主燃焼炉と同数）
風量制御方式	バーナ特性に応じた制御方式

- (a) 容量は、実運転に支障がないよう余裕があり、安定した制御ができること。
- (b) 低騒音、低振動のものとする。

ウ 通風設備

(ア) 排風機

- a 容量は、実運転に支障がないよう風量、風圧に余裕を持たせること。
- b 排ガスに対して耐熱性、耐蝕性を有するものとする。
- c 低騒音、低振動であること。

(イ) 炉内圧制御装置

- a 炉内圧力の変動に対する応答が早く、安定した制御ができること。
- b 炉内を適切な負圧に維持できるものとする。
- c 炉内圧力の制御は、炉ごとに単独に行うこと。
- d 高温部で使用する部材については、十分な耐久性を有する材料のものを選定すること。
- e 点検、補修、交換が容易にできるよう考慮すること。

(ウ) 煙道

- a 冷却装置、集じん装置、排気筒を除く排ガスの通路とする。
- b ダストの堆積がない構造とすること。
- c 内部の点検、補修がしやすい構造とし、適所に点検口を設けるものとする。
- d 熱による伸縮を考慮した構造とすること。
- e 排ガスの冷却に熱交換器を使用した場合は、腐食に十分配慮すること。

(エ) 排気筒

- a 騒音発生防止と排ガスの大気拡散を考慮し、適切な排出速度とすること。
- b 雨水等の侵入防止を考慮した適切な構造とすること。排気筒上部にかさ等を設置しないこと。
- c 耐振性、耐蝕性、耐熱性を有するものとする。
- d 排ガス及び臭気の測定作業を安全に行える位置に測定口を設けるものとする。

エ 排ガス冷却設備

(ア) 排ガス冷却器

- a 再燃焼炉から排出される高温ガスを、指定温度に短時間で均一に降温できる構造とすること。
- b 耐熱性及び耐蝕性にすぐれた材質とすること。
- c 排ガス冷却に熱交換器を使用する場合は、ダイオキシン類が再合成しないよう十分留意すること。
- d 温度制御方式は、自動的に制御できるものとする。
- e 冷却設備出口における排ガス温度は、200℃以下とすること。

(イ) 排ガス冷却用送風機

- a 容量は、運転に支障なく余裕があり、安定した制御ができるものとする。
- b 低騒音及び低振動のものとする。

オ 排ガス処理設備

(ア) 集じん装置

形式	バグフィルター
数量	7基以上（動物炉は独自の1基とする）
処理風量	余裕率15%以上
設計ガス温度	出口温度200℃以下
設計出口含じん量	0.01g/Nm ³ 以下

- a 処理ガス量は、実運転に支障がないよう余裕をとること。
- b 排ガスが偏流しない構造とすること。
- c 排ガス濃度は公害防止基準によること。
- d 排ガスの結露による腐食やダストの固着が生じない材質・構造とすること。
- e 高温の排ガスを処理することから、耐熱性に優れたものとする。
- f 捕集したダストは、自動で集じん装置外に排出され、その後、灰吸引装置で集じん灰貯留部（専用容器）へ移送するものとする。
- g 室内に集じん灰が飛散しない構造とすること。

- h 結露対策として、加温装置を設けること。
- i ろ過面積、ろ過速度及び圧力損失は実運転に支障がないよう余裕をとること。
- j ランニングコストを考慮するとともに、保守点検がしやすい構造とすること。

(イ) 集じん灰排出装置

- a 集じん装置で捕集した集じん灰を、室内に飛散させることなく集じん灰貯留部（専用容器）へ自動で移送できる構造とすること。
- b 保守点検が容易な構造とし、適所に点検口を設けること。

(ウ) その他

その他、本要求水準書「環境保全対策業務」に示す基準を遵守するために、必要な装置を設置すること。詳細は事業者の提案とする。

カ 付帯設備

(ア) 炉前化粧扉

数量	人体炉用12組（動物炉は除く）
要部材質	ステンレス製

- a 遮音・断熱を考慮した構造とすること。
- b 開閉操作は炉前操作盤にて行い、手動開閉も可能であるものとする。
- c 表面意匠は、最後のお別れにふさわしいデザインについて十分に考慮し、市との協議により決定するものとする。

(イ) 前室

数量	人体炉用12基（動物炉は除く）
冷却時間	炉内及び前室内での冷却により、15分以内で収骨可能な能力とする。

- a 会葬者の目に触れる部分は、尊厳性を損なわない材質及び仕上げとすること。
- b 遮音、断熱を考慮した構造とすること。
- c 炉内台車の清掃が容易にできる構造とすること。
- d 炉前化粧扉の開放時でも前室内を負圧に保てるものとする。

(㉞) 残骨灰、集じん灰吸引装置

a 残骨灰用

吸引装置	数量：1基
集じん装置	数量：サイクロン1基、バグフィルター1基 払落し方式：自動

b 集じん灰用

吸引装置	数量：2基（人体炉用1基、動物炉用1基）
集じん装置	数量：バグフィルター2基（人体炉用1基、動物炉用1基） 払落し方式：自動

c 吸引口

数量	残骨灰用 ・前室用：事業者の提案による。 ・収骨室または収骨準備室用：収骨室数と同数 集じん灰用 ・集じん装置用7箇所以上 （人体炉用6箇所、動物炉用1箇所）
付属品	吸引ホース、その他必要なもの一式

- a) 台車、集じん装置等の清掃のため残骨灰用、集じん灰用を設けること。
- b) 低騒音で、保守点検が容易な構造とすること。
- c) 自動で灰の搬出（灰排出装置から吸引装置へ）が行えるように整備すること。
- d) 炉内台車清掃用の別室を設置する場合は、この別室にも吸引口を設けること。
- e) 容量は、実運転に支障がないものとする。

(㉟) 柩運搬車

形式	電動走行式（充電器内蔵）
数量	適宜設置
寸法・材質	炉及び柩の寸法に適し、美観に優れた材質とする。

- a) 柩を霊柩車から告別室及び炉前まで運搬し、さらに前室内の炉内台車上に柩を安置するための専用台車とすること。
- b) 電動走行式とし、手動に切り替えができ容易に走行できる構造とすること。
- c) 炉内台車上に柩の安置が容易に行える装置を備えるものとする。
- d) バッテリーは、一日の通常作業に支障がない容量とすること。

(オ) 炉内台車運搬車（収骨及び炉内台車搬送用）

形式	電動走行式（充電器内蔵）
数量	適宜設置
その他	柩運搬車、炉内台車運搬車が兼用できる場合は兼用を可とする。

- a 炉内台車を運搬するための専用台車とすること。
- b 電動走行式とし、手動に切り替えができ容易に走行できる構造とすること。
- c 耐久性に配慮して、各部材は十分な強度を持つものとする。
- d 炉内台車の出入が自動で行える装置を備えること。
- e バッテリーは、一日の通常作業に支障がない容量とすること。
- f 会葬者が火傷する恐れがない構造とすること。

(カ) 燃料供給設備

各火葬ごとの燃料消費量が計測・記録・出力できる手段を備えること。

(キ) 動物炉用残灰吸引クリーナー

形式	可動式集灰器（耐熱型）
数量	2台以上
電源	AC100V（60Hz）
バケット容量	20リットル程度

(ク) 業務用冷蔵庫

- a 動物を保管するための冷蔵庫を設けること。
- b 容量の合計が2,000リットル以上とし、大型犬も収蔵可能な庫内寸法及び段数（上扉式）であること。

(3) 電気・計装設備

ア 一般事項

- (ア) 火葬炉設備に必要なすべての電気設備及び電気計装設備を整備すること。
- (イ) 火葬炉設備の安定した運転、制御に必要な装置及び計器等を設けること。
- (ウ) 運転管理は現場操作盤及び中央監視室で行うものとし、プロセス監視に必要な機器、表示器、警報装置を備えること。また、現場操作盤での操作が中央監視室より優先されるシステムとすること。
- (エ) 火葬炉設備の更新等を考慮し、計画すること。
- (オ) 計装項目は以下の「計器制御一覧表」の内容を標準とするが、詳細は事業者の提案とする。

<計装制御一覧表>

監視項目	制 御		中央監視制御				現場操作盤		
	自 動 (主な制御対策装置)	手 動	指示 表示	操 作	記 録	警 報	指示 表示	操 作	警 報
主燃料 バーナ火炎	○	燃焼バーナ		○		※失火時、手動切 替時	○	○	○
再燃料 バーナ火炎	○	燃焼バーナ		○			○	○	○
主燃焼炉内温度	○	燃焼バーナ	○	○	○	○	○	○	○
再燃焼炉内温度	○	燃焼バーナ	○	○	○	○	○	○	○
再燃焼炉酸素濃度	○	送風機	○	○	○	○	○	○	○
再燃焼炉排煙濃度	○	燃焼制御	○	○	○	○	○	○	○
集じん装置入口温度	○	バイパスダンパー	○	○	○	○ ※バイパス時	○	○	○
主燃焼炉内圧	○	排ガス排出量	○	○		○	○	○	○
集じん装置出入口圧	○	集じん装置洗浄	○	○		○	○	○	○
運転状態表示				○		○	○		
燃料消費量				○			○		○
火葬炉稼働積算時間		各火葬炉の主燃 炉、再燃炉ごと		○		○ ※バーナ点火時	○		
集じん装置稼働積算時間		各集じん装置ごと				○			
燃料緊急遮断 (地震感知含む)	○	燃料遮断装置 (各火葬炉ごと)	○	○	○	※遮断弁作動時	○	○	○
火葬炉緊急停止		各火葬炉設備ごと	○	○	○	※操作時	○	○	○
残灰吸引圧		残灰吸引装置 (各系統ごと)		○			○	○	○

イ 機器仕様

(ア) 一般事項

- a 配線は原則エコ仕様とし、目的及び使用環境に適したものを使用すること。
- b 配線は原則電線管に配線し、隠ぺい部は合成樹脂製可とう管、露出部は金属管を使うこと。
- c ケーブル配線には、必要に応じ、ケーブルラックを使用すること。
- d 使用機器は、極力汎用品から選択するとともに、それぞれの機器が互換性のある製品に統一すること。
- e 盤類は搬入及び将来の更新等を十分考慮した形状、寸法とすること。
- f 盤類は原則として防じん構造とすること。

- g 計装項目は、すべての機器の安全運転を確保することを目的として、表示・操作・警報など必要十分な項目を設定すること。
- h 3.7KW以上の電動機には電流計を設けること。
- i 各電動機には原則として現場操作盤を設けること。
- j 電子機器は、停電時に異常が生じないようにバッテリー等ですべてバックアップを行うこと。

(イ) 動力制御盤

- a 形式は鋼板製自立閉鎖型及び壁掛型を基本とすること。
- b 事業者の判断により、適所に分割して設置してもよいこととする。

(ウ) 火葬炉現場操作盤

a 内蔵機器

運転状態表示器	タッチパネル方式 カラー液晶型とし、すべてのデータが表示されるとともに、すべての機器の手動操作がタッチパネル上で行えること
その他の機器	操作機器 一式、計装計器 一式、異常警報装置 一式、その他必要なもの一式
数量	各炉の運転状態の監視等に十分な数量

b 数量

13面

c 主要機能

タッチパネル式表示・操作機能	各機器の操作が手動で可能なもの
自己診断機能	インバータの動作、排煙濃度計の動作、酸素濃度計の動作等のチェックが可能なもの

(エ) 中央監視制御盤

- a 火葬炉設備の運転状態を火葬炉の系統別に集中監視できるものとする。
- b 炉ごとの機器の手動運転も中央監視装置により行えるものとする。
- c 各計測データ、火葬開始・終了時間等を収集・バックアップし、日報・月報・年報の帳票が作成でき、結果を印字できるとともに、外部の記憶装置に保存できるものとする。なお、各計測データは、連続して記録するものとする。
- d 停電によるシステムへの障害の発生を防止するため、無停電電源装置を設けてシステムの保護を行えるものとするが、中央監視制御装置が機能しない場合でも、火葬が可能なシステムとすること。

- e) 本制御盤の機能は、運営・支援システムと相互に接続され、火葬開始・終了時間や火葬の進行状態、人、喪主等の氏名表示等のデータの共有化ができるものとするが、機能の一部は、燃焼制御装置等を含めてもかまわないものとする。
- f) 各種センサーの信号は、コンピューター等で収集できるものとするが、センサーの設置位置については、事業者の提案によるものとする。

a) 内蔵機器

運転状態表示器、操作機器、計装計器、異常警報装置、燃焼管理装置、データストレージ機器、その他必要なもの

b) 数量

各一式

c) 主要機能

運転状態表示機能	主要機器の動作状態、火葬時間、主燃焼炉温度、再燃焼炉温度、炉内圧、排煙濃度、酸素濃度、炉出口ダンパー開度、冷却器入口温度・圧力、冷却器出口温度・圧力、バグフィルター差圧、排風機出力、集じん装置バイパスダンパー開閉、排風機バイパスダンパー開閉、その他のバイパスダンパー開閉、排気筒排ガス温度、排気筒CO・O ₂ 濃度等の表示機能
プロセスデータ及びトレンドの収集・表示・記録(保存)機能	運転状態表示機能に示す機能及び集じん装置ホッパー温度のプロセスデータ及びトレンド
その他機能	故障表示及び記録機能、遠隔操作機能、案内放送機能、火葬計画の作成・表示機能、運営・支援システムとの連携機能

(オ) 炉前操作盤(化粧扉開閉用)

炉前化粧扉の操作機能及び運営・支援システムの表示機能等を有するものとする。なお、遺族名等の表示データについては、運営・支援システムとデータの共有化ができるものとする。

機能	化粧扉開閉、故人、喪主名等の表示等
数量	人体炉12基

(カ) 計装制御装置

火葬炉の安定した運転・制御に必要な計装制御機器を設置すること。なお、原則として火葬炉の運転・制御は現場操作盤で行うこととするが、中央監視室でも、監視・各種記録の他、機器遠隔操作ができるものとする。

(※) モニター設備

a 排気筒監視用カメラ、場内防犯カメラ及びモニターを整備し、記録できるようにすること。

b モニターは、カラー表示ができるものとし、事務室及び中央監視室に設置すること。

a) 排気筒監視用カメラ 型式

型式	ズーム式カラーカメラ（可動式：屋外仕様）
数量	1台以上
付属品	可動雲台、ワイパー、その他必要なもの一式

b) 場内監視カメラ 型式

b-1) 屋外監視カメラ

型式	ズーム式カラーカメラ（可動式：屋外仕様）
数量	2台以上（敷地出入口1台、駐車場1台）
付属品	可動雲台、ワイパー、その他必要なもの一式

b-2) 屋内監視カメラ

型式	ドーム型カラーカメラ（可動式）
数量	3台（車寄せ用1台、エントランスホール1台、待合ロビー1台）以上

c) モニター型式

型式	カラー液晶型
数量	2台（事務室用1台、中央監視室用1台）以上

(4) その他の用具等

ア 保守点検工具等

事業者は、必要な工具を納入し、納入工具リストを提出するものとする。

イ 収骨用具

収骨用具として、骨壺及び収骨箸を置く収骨台、その他必要なもの一式を整備すること。

ウ その他必要なもの

その他、火葬を行うにあたって必要な用具等については、事業者の責任において整備すること。

7 運営・支援システム整備要件

(1) 概要

施設の予約受付と本施設内における運営を支援するシステムを構築する。

ア 予約の受付

- (ア) 予約受付の対象施設は、火葬炉、待合室とし、予約を受付できるシステムを構築すること。
- (イ) システムは、インターネットを利用し、パソコン端末等から24時間予約可能なものとし、事業者が一元的に管理できるシステムとすること。
- (ウ) 予約状況について、事業者が管理するホームページ上で公開するなど、利用者の利便性に配慮したシステムとすること。
- (エ) インターネットによる予約は、事業者、市、葬祭業者のみが行えるものとし、個人の予約は、事業者において、電話等にて受け付け、一元的に管理できるものとする。

イ 運営の支援

予約状況や当日の受付情報、炉の稼働状況、告別室、収骨室、待合室などの空き情報等を統合的に活用するシステムを構築すること。また、この情報を場内各所に速やかに表示し、会葬者及び職員に提供できるようにすること。

(2) 機器構成及び仕様

運営・支援システムの機器構成及び仕様は、前項の概要を満たすことができるもので、詳細は事業者の提案とするが万全のセキュリティ対策を施すこと。

(3) 機能

ア 操作機能

次の操作機能を有すること。

- (ア) 受付情報の登録、修正
- (イ) 各施設の運用状況の登録、修正
- (ウ) 施設の休止設定
- (エ) 使用設備の手動変更
- (オ) 自動制御機能の手動変更
- (カ) その他必要な機能

イ 自動制御機能

- (ア) 各炉の制御情報（納棺可、着火、冷却中、冷却完了等）の受信、表示ができること。
- (イ) 各施設の運用状況表示は、次の例示を参考に事業者の提案とする。

人体炉	納棺可、着火、冷却中、冷却完了等
待合室	待合中、清掃中、使用終了
告別・収骨・炉前ホール	告別中、収骨中、使用終了

- (ウ) 予約状況や当日の受付情報（受付番号、受付時刻、故人名、性別、生年月日、死亡年月日）の受信、表示は、次の例示を参考に事業者の提案とする。

炉前表示・待合室表示	故人名
告別室表示・収骨室表示	故人名
進行状況表示モニター	故人名、性別、炉・告別室・待合室・収骨室の利用番号、火葬経過時間等 各設備の利用状況（火葬炉、待合室、収骨室等の利用状況）

ウ その他

- (ア) 各種データの蓄積、統計処理ができること。
 (イ) その他自動制御に必要な機能を有すること。
 (ウ) システム故障時等の非常時の対応については、事業者の提案とする。
 (エ) 予約は市からも行うことができるシステムとすること。

8 事前調査業務

- (1) 本事業で必要と思われる調査について、関係機関と十分協議を行ったうえで実施すること。
 (2) 調査を実施する際は、事前に市と協議を行うこと。調査を行うにあたって、申請手続きが必要な場合は、事業者の責任において実施すること。なお、必要に応じて住民説明を行う等、近隣に配慮して業務を進めること。
 (3) テレビ電波障害の調査を着工前及び完成後に行うこと。

9 設計業務

(1) 業務の対象

事業者は、本要求水準書、事業者提案等に基づき、施設を整備するために必要な基本設計と実施設計を行う。建築確認申請等設計に伴い必要な法的手続き等は、事業者の責任により実施する。なお、地質調査は既存施設を建設した当時に、市において実施しており、事業者の責任において当該調査報告書の内容を必要に応じて解釈し、利用すること。また、事業者が必要とする場合に自ら地質調査を行うことは差し支えない。

(2) 業務期間

設計業務の期間は、事業全体のスケジュールに整合させ、事業者が計画する。具体的な業務期間については、事業者の提案に基づき、事業契約書に定めるものとする。

(3) 設計計画書の提出

事業者は設計業務着手前に、詳細工程表及び責任者を配置した設計体制等を含む設計計画書を作成し、市に提出して承認を得ること。

(4) 設計内容の協議等

市は、事業者に設計の検討内容について、いつでも確認することができるものとする。設計は契約時の要求水準を基に、市と十分に協議を行い、実施するものとする。

(5) 進捗状況の管理

設計の進捗管理を事業者の責任において実施すること。

(6) 設計の変更について

設計の変更に関する事項は事業契約書にて定める。

(7) 業務の報告及び設計図書等の提出

事業者は、設計計画書に基づき定期的に市に対して設計業務の進捗状況の説明及び報告を行うとともに、基本設計及び実施設計の終了時に、次に示す設計図書等を市に提出して承諾を得ること。提出する設計図書等は、最終的に事業契約書で定める。なお、設計図書に関する著作権は事業者に帰属する。

ア 基本設計

- ・ 設計図
- ・ パース図
- ・ 基本設計説明書
- ・ 意匠計画概要書
- ・ 構造計画概要書
- ・ 設備計画概要書
- ・ 工事費概算書
- ・ 諸官庁協議書、打合せ議事録
- ・ 地質調査報告書

※地質調査報告書は、市が実施したもの以外に事業者が独自に調査を行った場合のみ提出すること。

※書類等に合わせて、それぞれ電子媒体一式3部を提出すること。

イ 実施設計

- ・ 設計図
- ・ 実施設計説明書
- ・ 数量調書

- ・ 工事費内訳明細書
- ・ 構造計算書
- ・ 設備設計計算書
- ・ 備品リスト、カタログ
- ・ 建物求積図
- ・ 許可等申請、各種届出等
- ・ 諸官庁協議書、打合せ議事録

※書類等に合わせて、それぞれ電子媒体一式3部を提出すること。

(8) 留意事項

- ア 事業者は、事業契約書に基づき、着手届、工程表、主任技術者届及び完了届を提出すること。
- イ 基本設計は、単なる建築物の全体像を概略的に示す程度の業務とせず、空間と機能のあり方に大きな影響を与える項目について、基本方針と解決策が盛り込まれた内容とし、実施設計に移行した場合に各分野の業務が支障なく進められるものとする。
- ウ 基本設計完了後、設計内容が本要求水準書及び提案書に適合していることについて市の確認を受け、実施設計業務に移ること。
- エ 実施設計は、工事の実施に必要な事業者が工事費内訳明細書を作成するために十分な内容とするものとする。
- オ 工事費内訳明細書は市が起債を積算するうえで、十分なものを作成すること。
- カ 設計時に新斎場工事期間中の既存施設利用計画、既存施設解体及び跡地整備等についても、十分な検討を行うこと。

10 建設業務

(1) 業務の対象

各種関連法令等を遵守し、本要求水準書、事業契約書、設計図書、事業者提案等に基づき、施設の建設工事及び関連業務を行う。

(2) 業務期間

設計業務終了後から平成33年3月末までとする。ただし、既存施設の解体・撤去等業務と関連する部分については平成33年8月末までとする。また、施設の整備は工期を2期に分けずに1期で実施するものとする。

具体的な業務期間については、事業者提案に基づき事業契約書において定める。

(3) 基本要件

- ア 既存施設を稼働しながらの工事となることから、事業者は安定的な施設利用及

び会葬者の安全確保が最優先であることを十分に認識し、第三者災害の防止対策を事前に十分に検討した上で、工事を実施すること。

- イ 騒音・振動、粉じん発生、交通渋滞等、工事が近隣の生活環境に与える影響を勘案し、必要な近隣対応を実施すること。事業者は市に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告すること。
- ウ 工事は原則として日曜日及び祝日、年末年始は行わないこと。
- エ 原則として工事中に第三者に及ぼした損害については、事業者が責任を負うものとする。

(4) 工事用地の借用

建設用地以外に資機材置場等の用地が必要となる場合は、事業者の負担により借用にすること。

(5) 着工前の業務

ア 準備調査等

着工に先立ち、近隣住民や葬祭業者との調整及び建築準備調査等を十分に行い、工事の円滑な進行と近隣の理解及び安全を確保すること。

イ 施工計画書等の提出

事業者は、建設工事着工前に詳細工程表を含む総合施工計画書を作成し、次の書類とともに工事監理者が承諾のうえ、市に提出すること。

- | | |
|---------------------------------|-----|
| ・ 工事実施体制 | 3 部 |
| ・ 工事着工届（工程表を添付） | 3 部 |
| ・ 現場代理人及び監理技術者届（経歴書を添付） | 3 部 |
| ・ 仮設計画書 | 3 部 |
| ・ 総合施工計画書 | 3 部 |
| ・ 使用材料一覧表 | 3 部 |
| ・ 工事下請負届 | 3 部 |
| ・ 工事施工に必要な届出等 | 3 部 |
| ・ その他、市が公共工事の適切な管理のために求める工事関連書類 | |

(6) 建設期間中の業務

ア 建設工事

- (ア) 事業者は工事現場に工事記録を常に整備すること。
- (イ) 市は、事業者が行う工程会議に立会うことができるとともに、いつでも工事現場での施工状況の確認を行うことができるものとする。
- (ウ) 周辺地域に万が一悪影響を与えた場合は、事業者の責任において苦情処理等を行うこと。
- (エ) 工事から発生した廃棄物等については、法令等に定められたとおり適正に処

理すること。

- (イ) 工事により発生する廃材等について、再生可能なものについては、積極的に再利用を図ること。
- (ロ) 隣接する道路等に損傷を与えないよう留意し、工事中に汚損、破損した場合の補修及び補償は、事業者の負担において行うこと。
- (ハ) 工事期間中は火災や地震等の災害に関する対策を実施し、万一火災、災害等が発生した場合には、適切な事後対応を実施し、関係者の安全確保に努めるとともに、市の災害対策に必要な支援・協力を実施すること。なお、建設期間中の不可抗力による追加費用等の負担に関しては、事業契約書（案）にて詳細を示すものとする。

イ その他

- (ア) 事業者は、建設期間中には次の書類を工事監理者が承諾のうえ、当該事項に応じて遅滞なく市に提出すること。

・各種機器承諾願の写し	3部
・残土処分計画書	3部
・産業廃棄物処分計画書	3部
・主要工事施工計画書	3部
・生コン配合計画書	3部
・各種試験結果報告書	3部
・各種出荷証明	3部
・マニフェスト管理台帳(原本との整合を工事監理者が確認済みのもの)	3部
・工事記録	3部
・工事履行報告書及び実施工程表	3部
・段階確認書及び施工状況把握報告書	3部
・工事打合せ簿	3部

- (イ) 事業者は、建設工事期間中にも既存施設を使用することに伴い利用できなくなる駐車場に対して、市が確保を予定する用地を用いて臨時駐車場を整備すること。その際、利用者の安全かつ円滑な動線確保に努めるとともに、既存施設の運営に支障のないよう配慮すること。

(7) 完成後の業務

ア 完成検査及び完成確認

完成検査及び完成確認は、本施設については次の規定に即して実施すること。ただし、それらの規定のうち該当する業務内容がない部分については、これを適用しない。

- (ア) シックハウス対策の検査

- a 事業者は完成検査に先立ち、本施設の主要諸室におけるホルムアルデヒド等、揮発性有機化合物の室内濃度を測定し、その結果を市に報告すること。
- b 測定値が、厚生省生活衛生局長通知「室内空气中化学物質の室内濃度指針値及び標準的測定法について」に定められる値を上回った場合、事業者は、自己の責任及び費用負担において、市の完成確認等までには是正措置を講ずること。

(イ) 事業者による完成検査

- a 事業者は、本施設の完成検査及び機器・器具の試運転等を実施すること。
- b 完成検査及び機器・器具の試運転検査等の実施については、事前に市に書面で通知すること。なお、市は、事業者が実施する完成検査及び試運転検査に立会うことができるものとする。
- c 事業者は、市に対して完成検査、機器・器具の試運転の結果を、検査済証その他の検査結果に関する書面の写しを添えて報告すること。

(ウ) 市の完成確認等

- a 市は、事業者による完成検査の終了後、事業者の立会いの下で、本施設の完成確認を実施するものとする。

イ 完成図書の提出

事業者は、市による完成確認に必要な次の完成図書を工事監理者が承諾のうえ、提出すること。なお、これら図書を本施設内に保管すること。

- ・ 工事完了届 3部
- ・ 工事記録写真 3部
- ・ 完成図（建築） 一式
（製本図3部、縮小版製本3部及び図面等が収録された電子媒体一式3部）
- ・ 完成図（電気設備） 一式
（製本図3部、縮小版製本3部及び図面等が収録された電子媒体一式3部並びに取扱説明書1部）
- ・ 完成図（機械設備） 一式
（製本図3部、縮小版製本3部及び図面等が収録された電子媒体一式3部並びに取扱説明書1部）
- ・ 完成図（昇降機設備） 一式
（製本図3部、縮小版製本3部及び図面等が収録された電子媒体一式3部並びに取扱説明書1部）
- ・ 完成図（什器・備品配置票） 一式
（製本図3部、縮小版製本3部及び図面等が収録された電子媒体一式3部）
- ・ 備品リスト 3部

・ 備品カタログ	3部
・ 完成検査調書（事業者によるもの）	3部
・ 揮発性有機化合物の測定結果	3部
・ 完成写真（内外全面カット写真をアルバム形式及び電子媒体）	3部

ウ 完成写真の著作権等

完成写真の著作権及び使用等については、次のとおりとすること。

- (ア) 事業者は、市による完成写真の使用が第三者の有する著作権を侵害するものでないことを市に対して保証すること。
- (イ) 事業者は、完成写真が第三者の有する著作権等を侵害し、必要な措置を講じなければならないときは、事業者がその費用を負担し、必要な措置を講ずること。
- (ウ) 完成写真は、市が行う事務、市が認めた公的機関の広報等に、著作権名を表示しないで、無償で使用することができるものとする。
- (エ) 事業者は、あらかじめ市の承諾を受けた場合を除き、完成写真が公表されないようにし、かつ、完成写真が市の承諾しない第三者に閲覧、複写または譲渡されないようにすること。

(8) 各種申請及び資格者の配置

- ア 工事に伴う許認可等の各種申請等は事業者の責任において行うこと。市は、事業者からの要請があった場合、必要に応じて資料の提供等の協力を行う。
- イ 工事に伴い必要となる有資格者については、関係法令等に則り適切に配置すること。

11 備品等整備業務

- ア 事業者は、備品等の整備について契約時の要求水準を基に、内容を市と十分に協議するものとする。
- イ 事業者は、備品等の整備について「附属資料4 既存施設備品等一覧」を参考にするほか、維持管理・運營業務において必要と考えられる備品等を提案すること。
- ウ 備品の設置にあたっては、室内空間と調和し、豊かで潤いのある施設環境を形成するような備品の選定に努めること。
- エ 備品の設置にあたっては、要求水準に示す他の条件にも考慮しながら、給排水、電源等が必要なものについて適宜、計画して設置すること。
- オ 本事業における備品は、既製品の調達を基本とするが、事業者の提案により同等以上の作り付けの備品を計画することを認めるものとし、必要に応じて備品の設計を行うこと。なお、リース方式による調達も可とするが、事業終了時には要求水準を満たす状態で市に引き渡すこと。

- カ 備品は、ホルムアルデヒド等の揮発性有機化合物が放散しない、または放散量が少ないものを選定するよう配慮すること。なお、備品の設置及び整備はシックハウス対策の検査前に実施すること。
- キ 事業者は、市の完成確認までに備品に対する耐震対策や動作確認などを行うこと。
- ク 事業者は、整備した備品等について豊橋市財産管理規則（昭和39年規則第10号）に基づいて備品台帳を作成のうえ、市に提出し、維持管理業務を行うこと。

12 工事監理業務

- ア 建築基準法及び建築士法に規定される工事監理者を設置し、工事監理を行うこと。
- イ 要求水準に示す建築工事、機械設備工事、電気設備工事に係る監理指針に基づき工事監理を行うこと。
- ウ 工事期間中、毎月市へ監理報告書を提出し、工事監理の状況の確認を得ること。監理報告書の内容は、監理日報、打合せ記録、主な工事内容、工事進捗状況、器材・施工検査記録等とする。市の要請があれば随時報告を行うこと。
- エ 事業者は、工事期間中に市が個別に発注する工事があった場合は、これに関わる調整を行うものとする。
- オ 市への完成確認報告は、工事監理者が行うこと。

13 環境保全対策業務

(1) 基本要件

事業者は、自主的に環境への影響を把握・検討し、各種の必要とされる環境基準を遵守すること。

(2) 公害防止に係る基準

施設整備においては、次の公害防止に係る基準を遵守すること。これらの基準が運営期間にわたって守られるよう、施設整備段階で十分な性能確認を行うとともに、運営期間においても定期的に検査を行うこと。特に、火葬炉整備にあたっては、これらの基準に十分配慮した施設選定や運用方法の検討を行った整備計画とすること。

ア 排ガスに係る基準

排ガスに係る基準については、1排気筒出口において次に掲げる基準値以下とする。

規制物質	基準値
ダイオキシン類濃度	0.1ng-TEQ/Nm ³
ばいじん	0.01g/Nm ³
硫黄酸化物	30ppm
窒素酸化物	100ppm
塩化水素	50ppm

※基準値は酸素濃度12%換算値（1工程の平均値）とする。

イ 排水に係る基準

生活排水処理水の排水放流基準については、次のとおりとする。また、これら以外については、水質汚濁防止法等関係法令に拠ること。

規制物質	基準値
水素イオン濃度(pH)	5.8～8.6
生物化学的酸素要求量(BOD)	20mg/ℓ
化学的酸素要求量(COD)	20mg/ℓ
浮遊物質(SS)	30mg/ℓ

ウ 悪臭に係る基準

悪臭については、悪臭防止法及び悪臭防止法の規定に基づく悪臭原因物の排出規制地域の指定及び規制基準の設定（平成18年12月22日豊橋市告示第357号）に基づき、臭気指数について敷地境界において12以下とする。また、排気筒出口等の市が指定した位置においては、悪臭防止法施行規則第6条の2に定める方法により算出した値以下とする。

エ 騒音に係る基準

敷地境界の騒音については、次の基準値以下とする。

区分	基準値
昼間（8:00～19:00）	60dB
朝（6:00～8:00） 夕（19:00～22:00）	55dB
夜間（22:00～6:00）	50dB

オ 振動に係る基準

振動については、振動に係る基準等に基づき、次の基準値以下とする。

区分	基準値
昼間（7:00～20:00）	65dB
夜間（20:00～7:00）	60dB

カ 排出灰に係る基準（残骨灰・飛灰）

排出灰については、次の基準値以下とする。

規制物質	基準値
ダイオキシン類濃度	3ng-TEQ/g

キ 留意事項

特に指定していないものについては、関係法令等により確認すること。排ガス、悪臭及び水銀に関し、基準として明記されていない種類の物質に対しても、周辺環境に悪影響を与えることのないよう配慮すること。

14 所有権移転業務

施設等（駐車場及び外構等の一部を除く）の使用開始は、平成33年4月を遵守するように新斎場の所有権を移転すること。なお、所有権の移転は、事業者の負担により建物について必要な登記を行ったうえで、行うものとする。

15 各種申請等業務

- (1) 本事業を実施するにあたり、本要求水準書及び事業契約書で示す法令及びその他関係法令で必要な申請がある場合は、事業実施に支障がないよう、各種申請等を適切に実施すること。
- (2) 市が本事業を実施するうえで必要な申請を行う際、事業者は必要な協力を行うこと。

16 稼働準備業務

施設が使用開始後支障なく稼働するように、職員の研修等を含めた稼働準備業務を行うこと。なお、これらに必要な資材及び消耗品等の調達については、事業者の負担とする。

17 その他施設整備上必要な業務

- (1) 敷地内に設置している動物慰霊碑等の移設等については、市と協議のうえ行うこと。
万一、施設整備期間中に破損した場合は、事業者の責任において修復等を行うこと。
- (2) 本事業を実施するにあたり、本要求水準書及び事業契約書で示す内容を満たすうえで、その他に施設整備上必要な業務がある場合は、本事業実施に支障がないよう、適切に実施すること。

第3 維持管理業務要求水準

1 事業者の業務範囲

- ・ 建築物保守管理業務
- ・ 建築設備保守管理業務
- ・ 清掃業務
- ・ 植栽・外構等維持管理業務
- ・ 警備業務
- ・ 環境衛生管理業務
- ・ 火葬炉保守管理業務
- ・ 備品等管理業務
- ・ 残骨灰及び集じん灰の管理及び処理業務
- ・ その他維持管理上必要な業務

2 基本要件

(1) 業務の概要

本要求水準書、事業契約書及び事業者提案に基づき、公共サービスの提供その他の各種業務が安全かつ快適に行われるよう、施設の維持管理を行い適切な状態を保持する。

(2) 業務期間

施設使用開始（平成33年4月）から事業期間終了（平成53年3月）までの間とする。

(3) 維持管理計画及び報告

ア 次に示す各種計画書・報告書・台帳等を作成し、市に提出すること。

	内容	作成	提出
全体	長期維持管理計画書	使用開始前	使用開始前
	設備台帳	使用開始前	毎年
	備品台帳	使用開始前	毎年
	年間維持管理計画書	毎年	毎年
	年度事業報告書	毎年	毎年
	業務報告書（月報）	毎月	毎月
	業務日報	毎日	市の求めに応じて
	事業期間終了後の長期維持管理計画書	事業期間終了前	事業期間終了前

内容		作成	提出
建築設備	年間維持管理計画書	毎年	毎年
	業務報告書（月報）	毎月	毎月
火葬炉設備	年間維持管理計画書	毎年	毎年
	業務報告書（月報）	毎月	毎月
	運転日誌	毎日	市の求めに応じて
	日常点検記録	毎日	市の求めに応じて
	定期点検・整備記録	実施時	実施後30日以内
	事故等報告書	事故等発生時	即時
清掃、植栽・ 外構、警備等	年間計画書	毎年	毎年
	業務報告書（月報）	毎月	毎月

イ 運転日誌及び点検記録（日常、定期）は3年、整備記録及び事故等報告書は、事業期間中保管すること。

（4）全体要件

- ア 市が要求する維持管理業務のサービス水準を示す参考資料として、最新版の建築保全業務共通仕様書（以下「建築保全業務共通仕様書」という。）を参照すること。ただし、建築保全業務共通仕様書に示された仕様を第一の達成目標として作業仕様を策定することとし、詳細については、事業者の提案とする。
- イ 事業者は、予防保全・計画修繕に基づく維持管理計画を策定し、維持管理費用の削減に努めるものとする。なお、事業者は、事業期間中の適切な時期において、提案時に事業者が提出する提案書（当初の大規模修繕計画）に基づき、大規模修繕計画（実際の劣化状況等を反映した計画）を作成し、必要な助言・提案等を市に行うこと。16年目以降に市が行う大規模修繕については、これらを判断材料とし実施する。
- ウ 事業者は、使用開始前に、要求水準の達成を前提として、各業務における業務計画書、仕様書、マニュアル等を整備し、市へ提出すること。
- エ 維持管理業務に適した実施体制及び人員配置を提案すること。なお、業務の実施においては、地元の人材等の活用に配慮すること。
- オ すべての維持管理作業担当者は、勤務時間中は職務にふさわしい制服を着用すること。
- カ 維持管理業務に関し、市と定期的（最低月1回）及び必要に応じて協議を行うこと。
- キ 業務に必要な用具、資材及び消耗品類は、すべて事業者の負担とし、可能な限り市内業者から購入すること。

ク 業務の実施に必要な電気、水道及びガスは、節約に努めること。

(5) 事業期間終了時の対応

事業者は、事業期間終了時において、施設のすべてが要求水準書で示した性能及び機能が発揮でき、著しい損傷がない状態で市へ引き継げるよう維持管理を行うこととし、少なくとも事業終了後1年以内は、建築物、建築設備等の修繕・更新が必要とならない状態を基準に、事業期間終了前の概ね3年前より、引渡し時の状態について市と協議を行うこと。ただし、性能及び機能を満足する限りにおいて、経年における劣化は許容する。

また、事業者は、予防保全を踏まえた業務期間終了までの本事業における維持管理実績を踏まえ、想定される修繕・更新について、ライフサイクルコストの縮減が可能となるよう、計画的な方法について、市の求めに応じて助言を行うこと。

ア 維持管理業務の期間中に発生する各種の修繕（大規模修繕を除く。）は、市の帰責事由、不可抗力を除き、すべて事業者の業務範囲とする。

イ 市は、事業期間終了時に以下の点を検査する。市の検査により不適合と認められた場合は、事業者の責任により速やかに対応するものとする。

部位	検査内容
本施設の建築本体	・ 構造上有害な鉄骨の錆・傷等 ・ 接合部のボルトのゆるみ等 ・ 鉄筋コンクリート部分の構造上有害なクラック等 ・ 屋根、外壁等からの雨水等の浸入状況
その他	・ 配管の腐食、錆こぶ等の状況、継ぎ手の損傷等 ・ 配管の水圧、気密等 ・ その他建築設備・備品等が要求水準、事業者の提案書を満たしているか。

ウ 事業者は、事業期間終了後、関係書類・記録を市に提出し、取扱い説明等を実施すること。

エ 事業期間終了後1年間について、維持管理企業が連絡窓口となり、引き継ぎ先からの問い合わせ等に対応すること。

(6) 用語の定義

ア 機能

目的又は要求に応じてものが果たす役割。

イ 性能

目的又は要求に応じてものが発揮する能力。

ウ 劣化

物理的、化学的及び生物的要因により、ものの性能が低下すること。ただし、地震や火災等の災害によるものを除く。

エ 点検

既存対象物の機能状態や減耗の程度等をあらかじめ定めた手順により調べること。

オ 保守

既存対象物の初期の性能及び機能を維持する目的で、周期的又は継続的に行う注油、小部品の取替等の軽微な作業。

カ 運転・監視

施設運営条件に基づき、建築設備を稼働させ、その状況を監視し、制御すること。

キ 清掃

汚れを除去すること及び汚れを予防することにより仕上材を保護し、快適な環境を保つための作業。

ク 修繕

劣化した部位・部材又は機器の性能・機能を原状（初期の水準）又は実用上支障のない状態まで回復させること。ただし、保守の範囲に含まれる定期的な小部品の取替等は除く。

ケ 更新

劣化した部位・部材や機器等を新しい物に取り替えること。

コ 大規模修繕

建築：建物の一側面、連続する一面全体又は全面に対して行う修繕。

電気：機器、配線の全面的な更新を行う修繕。

機械：機器、配管の全面的な更新を行う修繕。

大規模修繕の該当例：屋根の防水シートの張り替え、電気設備における高圧機器や配線等更新、機械設備における空調機・冷暖房ユニット・配管等更新等。

3 建築物保守管理業務

- (1) 施設の建築物（外構を含む）の性能及び機能を維持し、本施設における公共サービスの提供、その他の業務が安全かつ快適に行われるよう、外構を含む施設の建物各部の点検、保守、補修・修繕、更新等を実施すること。
- (2) 官公署への届け出は必要に応じて事業者が行うこと。

(3) 概ね次の項目について点検を実施すること。点検項目、点検回数等は事業者の提案による。

項目	要求水準
屋根	<ul style="list-style-type: none"> ・漏水がないこと。 ・ルーフドレン、樋等が詰まっていないこと。 ・金属部分が錆び、腐食していないこと。 ・仕上げ材の割れ、浮きがないこと。
外壁	<ul style="list-style-type: none"> ・漏水がないこと。 ・仕上げ材の浮き、剥落、ひび割れ、チョーキング、エフロレッセンスの流出がないこと。
建具 (内・外部)	<ul style="list-style-type: none"> ・可動部がスムーズに動くこと。 ・定められた水密性、気密性及び耐風圧性が保たれること。 ・ガラスが破損、ひび割れしていないこと。 ・自動扉及びシャッターが正常に作動すること。 ・開閉・施錠装置が正常に作動すること。 ・金属部分が錆び、腐食していないこと。 ・変形、損傷がないこと。
天井・内装	<ul style="list-style-type: none"> ・ボード類のたわみ、割れ、外れがないこと。 ・仕上げ材の剥がれ、破れ、ひび割れがないこと。 ・塗装面のひび割れ、浮き、チョーキングがないこと。 ・気密性を要する部屋において、性能が保たれていること。 ・漏水、カビの発生がないこと。
床	<ul style="list-style-type: none"> ・ひび割れ、浮き、または摩耗及び剥がれ等がないこと。 ・歩行及び火葬業務に支障がないこと。
階段	<ul style="list-style-type: none"> ・通行に支障をきたさないこと。
手摺等	<ul style="list-style-type: none"> ・ぐらつき、ささくれ等がないこと。
駐車場、構内道路	<ul style="list-style-type: none"> ・路面に凹凸、水たまりが発生しないこと。 ・マーキングの剥がれ、ひび割れがないこと。
側溝	<ul style="list-style-type: none"> ・ひび割れ、欠け等がないこと。 ・落ち葉等で詰まっていないこと。
案内板	<ul style="list-style-type: none"> ・金属部分が錆び、腐食していないこと。 ・変形、損傷がないこと。 ・表示が褪せていないこと。

4 建築設備保守管理業務

- (1) 設備の運転・監視については、利用状況、利用者の快適さ等を考慮に入れて柔軟性のある運転管理計画を策定し、各種設備を適正な操作によって効率よく運転・監視すること。
- (2) 施設の性能及び機能を維持し、公共サービスの提供及び各種業務が安全かつ快適に行われるよう、本施設に設置される設備及び備品等について、適切な維持管理のもとに運転・監視、点検、保守、修繕、更新等を実施すること。なお、保守点検項目、保守点検回数等は事業者の提案による。
- (3) 官公署への届け出は必要に応じて事業者が行うこと。

5 清掃業務

- (1) 施設及び敷地を美しく衛生的に保ち、公共サービスが快適な環境のもとで行われるようにするため清掃業務を適切に実施すること。
- (2) 日常清掃、定期清掃及び特別清掃を適切に組み合わせた作業計画を策定し、清掃箇所に応じた適切な頻度、方法で清掃を実施すること。なお、清掃項目、清掃回数等は事業者の提案による。
- (3) 清掃業務を実施するにあたっては、会葬者の利用時間に十分配慮すること。
- (4) 業務に使用する資材・消耗品は、すべて品質保証のあるもの（JISマーク商品等）を用いること。
- (5) 清掃業務によって発生した廃棄物は、適正な処理を行うこと。

6 植栽・外構等維持管理業務

- (1) 敷地全体を機能・安全・美観上適切な状態に保つとともに、緑樹を保護・育成・処理して、豊かで美しい環境を維持すること。
- (2) 植物の形状、生育状況及び植物の病害虫等に対する点検並びに剪定、施肥及び病害虫防除のための消毒等の手入れを年間管理計画書に従い、適切な管理を実施すること。なお、植栽・外構等の維持管理に関する点検項目、点検回数等は事業者の提案による。
- (3) 敷地の周囲に整備された柵等は、適切な状態に維持すること。
- (4) 業務に使用する用具及び資材等は常に整理整頓に努め、特に薬品等は適正な管理を行うこと。

7 警備業務

- (1) 施設及び敷地全体において、風水害、落雷、火災、盗難、破壊等のあらゆる事故の発生を警戒・防止することにより、財産の保全と人身の安全を図るため、警備・監視を実施すること。
- (2) 施設の開場時間外は、建物内外の主な出入口及び扉の施錠を行うとともに、本施設の鍵の保管及びその記録を行うこと。
- (3) 警備業務においては、機械警備を基本とし、必要に応じて人的警備を組み合わせ実施すること。
- (4) 人的警備にあたっては、施設の開場時間・用途・規模等を勘案して適切な巡回警備計画を立て、定期的に施設内を巡回して不審者・不審物及び施設内の異常の発見及び排除等に努めること。

8 環境衛生管理業務

- (1) 感染症の疑いのある遺体等を取扱う際には安置、火葬方法、感染症拡大防止のための措置等の感染症対策を適切に実施すること。
- (2) ゴキブリ、ダニ、その他の害虫の駆除、空気環境の測定、排水施設の清掃と補修を実施すること。また、施設の消臭作業を実施すること。
- (3) 敷地内で害虫が発見された場合には、総合的有害生物管理に基づき、生息調査を行い、その結果により害虫発生を防止するため必要な措置を講じること。なお、生息調査、駆除作業は専門技術者の指導のもとに行うこと。
- (4) 業務に必要な薬品等は適正な管理を行うこと。
- (5) 業務項目、業務回数等は事業者の提案による。

9 火葬炉保守管理業務

- (1) 業務の実施
 - ア 火葬業務が安全かつ快適に行われるよう、本施設に設置される火葬炉設備について、性能及び機能を維持するため、維持管理計画のもとに運転・監視、点検、保守、修繕、更新等を実施すること。
 - イ 修繕等が必要と思われる場合は、事業者の負担において、迅速に調査、診断、修繕等を実施すること。
 - ウ 公害防止に係る基準の遵守及び性能試験については、本要求水準書「環境保全対策業務」に基づき実施すること。
 - エ 特に、排ガス処理設備については、正常に機能するよう適切に管理すること。

(2) 管理記録の作成及び保管

ア 設備の運転・点検整備等の記録として、次のものを作成し、提出すること。

記録	市に提出	内容
運転日誌	求めに応じて	人体炉運転日誌、動物炉運転日誌、燃焼監視記録、火葬炉設備に係る備品・消耗品の管理記録、性別・年齢別火葬件数等
点検記録 (日常)	求めに応じて	燃料供給設備、動力設備、燃焼設備、駆動設備、炉体、排ガス処理設備、電気計装設備、運転・支援システム、付帯設備（燃料供給設備を除く）の点検表
点検記録 (定期)	実施後30日以内	
整備記録	実施後30日以内	定期点検整備記録、故障・補修記録
事故等報告書	事故発生時	事故等の記録

イ 運転日誌及び点検記録は3年、整備記録及び事故等報告書は事業期間中、保管すること。

(3) 異常発見時の報告

事業者は、運転監視及び定期点検等により、異常が発見された場合には、速やかに市に報告するとともに必要な対応策を講じること。

10 備品等管理業務

施設で使用される備品について、備品の補充及び管理を確実に行うこと。なお、必要な品目や予備品の数量については、事業者の提案とする。また、備品等の劣化や汚れ等が著しい場合には、速やかに修繕もしくは交換を行うこと。交換した備品等についても、豊橋市財産管理規則（昭和39年規則第10号）に基づいて、備品台帳を作成し、市に提出すること。

11 残骨灰及び集じん灰の管理及び処理業務

本事業により排出された残骨灰及び集じん灰について、人体・手術肢体等及び動物のそれぞれに分別し、関係法令に則り、適正に管理、処理を行うこと。

灰の搬出、最終処分は事業者の責任によって適切な方法により実施すること。また、処分先については市に報告すること。また、集じん灰搬出の際は、ダイオキシン類濃度を測定すること。

12 その他維持管理上必要な業務

その他維持管理において、事業者が必要と思われる業務がある場合は、市と協議を行い、適正に行うこと。

第4 運營業務要求水準

1 事業者の業務範囲

- ・ 予約受付業務
- ・ 利用者受付業務
- ・ 告別業務
- ・ 炉前業務
- ・ 収骨業務
- ・ 火葬炉運転業務
- ・ 動物・産汚物等の火葬業務
- ・ 待合室関連業務
- ・ 物品販売業務
- ・ 公金収納代行業務
- ・ その他運営上必要な業務

2 基本要件

(1) 業務の概要

本要求水準書、事業契約書及び事業者提案に基づき、経済的、効率的かつ効果的に施設を円滑に運営し、公共サービスの提供を行う。

(2) 業務期間

施設使用開始（平成33年4月）から事業期間終了（平成53年3月）までの間とする。

(3) 運営計画及び報告

ア 次に示す各種計画書・報告書を作成し市に提出すること。

内容		作成	提出
運営	長期運営計画書	使用開始前	使用開始前
	年間運営計画書	毎年	毎年
	年度事業報告書	毎年	毎年
	業務報告書（月報）	毎月	毎月
	業務日誌	毎日	市の求めに応じて
物品販売	業務計画書	毎年	毎年
	実績報告書	毎年	毎年

イ 業務日誌は3年、その他の計画書、報告書は事業期間中、保管すること。

(4) 全体要件

- ア 施設の安全性を確保し、利便性、信頼性を向上させ、利用者の立場に立った良質なサービスを提供すること。
- イ 利用者の心情に配慮し、適切な接遇を行えるよう、職員教育を実施すること。
- ウ すべての運營業務担当者は、勤務時間中は職務にふさわしい制服を着用すること。
- エ 運營業務に関し、市と定期的(最低月1回)及び必要に応じて協議を行うこと。
- オ 業務に必要な用具、資材及び消耗品類は、すべて事業者の負担とし、可能な限り市内業者から購入すること。
- カ 施設の運営にあたっては、墓地、埋葬等に関する法律に基づく管理者及び関係法令等に則して必要な有資格者を配置すること。
- キ 業務の実施に必要な電気、水道及びガスは、節約に努めること。
- ク 業務の各段階で故人の氏名確認を徹底し、炉の施錠・開錠を喪主とともに行うことなどで焼骨の取り違い事故が発生しないよう充分配慮すること。

3 施設の運営概要

(1) 開場日及び休場日

- ア 休場日は、友引の日、1月1日及び市が別に定める日とする。
- イ 何らかの事由により休場日等を設定する際は、事前に市と調整を行うこと。

(2) 開場時間

本施設の開場時間は、午前8時45分から午後5時までを原則とする。

(3) 使用料

条例により定める。

(4) 火葬件数

使用開始時は、4件/時で火葬を受付、実施すること。なお、4件/時を上回る場合は、市と協議のうえ、火葬実施体制の見直しを行うこと。

4 予約受付業務

- (1) 施設の予約受付は、運営・支援システムを用いて24時間対応とするが、開場日においては、電話で施設の予約受付を行うこと。
- (2) 予約情報を活用し、斎場の運営を円滑に行えるよう工夫すること。
- (3) 受付にあたっては、不公平、不透明な対応は行わないこと。特に、利用者の受付の順番には注意すること。
- (4) 動物・産汚物等は予約の対象外とする。

5 利用者受付業務

- (1) 霊柩車や会葬者等の車両の適切な誘導を行い、安全に十分配慮すること。
- (2) 動物の火葬受付は、一般の火葬受付と別に設け、利用者の動線を分離すること。
- (3) 霊柩車等の到着時に、受付での手続を案内すること。
- (4) 利用者から火葬許可証等を受領し、内容を確認すること。
- (5) 利用者から使用料を徴収すること。
- (6) 火葬終了後、火葬許可証へ押印し、利用者に返却すること。また、火葬許可証の控えを保管すること。

6 告別業務

- (1) 霊柩車到着後、柩を柩運搬車へ移し、告別室へ移動すること。
- (2) 会葬者を告別室に案内し、最後のお別れの準備を行うこと。
- (3) 最後のお別れ終了後、後片付け等を実施すること。
- (4) 火葬業務の円滑な進行が行えるよう努めるものとする。また、遺族や葬祭業者等の理解を得るように努めること。
- (5) 会葬者より告別室にて、小規模な葬送の希望がある場合は、全体の運営に支障が無い範囲で対応すること。
- (6) 所要時間は、台車移動等も含め、15分程度を想定している。

7 炉前業務

- (1) 会葬者が交錯しないよう誘導すること。特に火葬が集中する時は、適切に職員を配置すること。
- (2) 告別室から炉前へ柩を移動し、喪主に名前を確認した後、入炉すること。
- (3) 入炉時及び出炉時等、会葬者の安全に配慮すること。
- (4) 会葬者に収骨予定時間等の説明を行い、待合室等へ案内すること。
- (5) 副葬品としてふさわしくないものの確認、除去を行うこと。

8 収骨業務

- (1) 会葬者に火葬終了の案内を行い、収骨室へ案内し、収骨の方法を説明すること。
- (2) 喪主に名前を確認した後、焼骨を出炉し、収骨の準備を行うこと。
- (3) 出炉の方法等について、会葬者の安全に配慮すること。
- (4) 収骨トレイへ焼骨の移動等する場合は、地域の風習を考慮し、喪主等の立会いのもとで行うこと。
- (5) 収骨後の残滓については、会葬者の同意を得たうえで、適正に処理すること。
- (6) 会葬者に配慮しつつ、収骨時間の短縮化を図ること。

- (7) 収骨終了後、会葬者を収骨室から退室するよう案内すること。
- (8) 会葬者の退室後、収骨室の清掃を行うこと。

9 火葬炉運転業務

- (1) 事業者は火葬炉の取扱説明書、事業者が事前に作成した火葬炉運転マニュアルにしたがって火葬を行うこと。
- (2) 事業者は、適切な焼骨の状態になるまで火葬を行うこと。適切な焼骨の状態とは、遺体や副葬品の状態に合わせ、焼骨がある程度まとまった形で遺族の目に触れるようにすることを示す。なお、副葬品の残滓は事業者の判断で除去することなく出炉すること。
- (3) 所要時間は台車移動等も含め、火葬炉の状態や職員の配置などに配慮して適切な時間配分とすること。
- (4) 炉室業務についても、遺族の心情や遺体の尊厳に配慮しながら行うこと。
- (5) 死産児等を火葬する際は、収骨に配慮し火葬方法を工夫すること。

10 動物・産汚物等の火葬業務

- (1) 動物の火葬は、一般の会葬者の動線とは分離すること。
- (2) 動物・産汚物については、当日開場時間のみに受付し、保管のうえ火葬を行う。
- (3) 動物については、収骨は行わない。なお、関係者に対しては収骨が行えない旨をあらかじめ了承を得るものとする。
- (4) 手術肢体、産汚物等に関しては、動物炉ではなく人体炉で火葬を行うこと。

11 待合室関連業務

- (1) 待合室の使用受付、貸出業務を行うこと。
- (2) 利用者が快適な待ち時間を過ごすことができるよう、茶葉の用意、給茶用具の貸出しや後片付けなど、設備貸与に関する業務を実施すること。
- (3) 待合室の利用は利用者の任意とする。
- (4) 地域の風習を考慮し、待合室では、会葬者が飲食できるものとする。その際、ごみは利用者に持ち帰っていただくようにすること。
- (5) 利用者、その他市が認めた者以外の者に対して、待合室を提供してはならない。

12 物品販売業務

- (1) 自動販売機及び事業者提案により設置する売店の運営に関して、効率的かつ施設の円滑な運営を妨げないよう十分配慮した事業計画を提案すること。
- (2) 物品販売業務に係る売上金は、事業者に帰属するものとする。

- (3) 物品販売業務に要する光熱水費は、事業者の負担とする。
- (4) 自動販売機及び販売物の価格は、一般的な市場価格を参考にし、適正な価格設定とすること。
- (5) 事業期間中に、自動販売機の台数や売店の数を変更する際及び売店を閉店する際は、市の承諾を得ること。
- (6) 売店を設置する場合には、葬祭関連品を必ず販売すること。売店を設置しない場合でも受付等において販売すること。

13 公金収納代行業務

- (1) 受付窓口において、使用料として、条例により定めた金額を徴収すること。
- (2) 徴収した使用料は、豊橋市予算決算会計規則（昭和39年規則第9号）に従った取扱いをするものとし、事業者は市が指定する金融機関に払い込むこと。
- (3) 公金収納代行業務を第三者に委託することはできない。

14 その他運営上必要な業務

(1) 勤務管理

- ア 運營業務に適した実施体制及び人員配置とすること。また、非常時の運営体制についても構築すること。
- イ 職員の勤務計画を策定し、業務の監督を行うこと。
- ウ サービスの質を確保するため、接客マニュアルを作成するとともに、定期的に職員教育・研修を実施すること。

(2) 庶務・広報業務

- ア 業務に関する電話等への対応、消耗品の補充等、事業者の判断において斎場運営に必要な庶務業務を行うこと。
- イ 施設の広報及び情報提供のために、ホームページやパンフレット等の施設案内資料を作成し、市民及び利用者に対し配布等の対応を行うこと。なお、パンフレットの内容、部数及び納期については市と協議を行い、決定すること。
- ウ 外国人利用者を想定し、複数言語（英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語）による施設案内図等の資料を作成し、配布すること。
- エ 副葬品に関する市民・葬祭業者への啓発を行うこと。
- オ 急病人への対応に必要なAEDやベッド等の器具を備え、常に使用可能であるよう管理すること。
- カ 利用者から申請があった場合には、火葬証明書を発行すること。

(3) 各種資料の作成・保管及び問合せへの対応

- ア 関係法令において、必要とされている資料を作成すること。また、施設への備え付けが求められている図面、資料等を施設に備え付けること。なお、市の要求に応じて、事業者はこれらの図面、資料等を市へ提出すること。
- イ 遺族等の問い合わせや請求があったときは、適切に対応すること。

(4) モニタリング

- ア 市が実施するモニタリングに協力すること。市が要求する資料等については、速やかに市に提出すること。
- イ 各業務について、セルフモニタリングを実施し、結果に基づき、業務改善・継続的なサービスの向上を図ること。
- ウ アンケート等により、利用者の意見や要望を聞き取り、業務改善・継続的なサービスの向上を図ること。

(5) 大規模災害時の対応

ア 市が被災した場合

- (ア) 大規模災害が発生した場合であって、市が必要と認めたときは、受付時間、利用時間等を延長し、24時間体制で対応できるようにすること。
- (イ) 施設に損傷等が生じた場合には、可能な限り早期に復旧を行うものとし、その状況を報告すること。

イ 近隣市町村が被災した場合

- (ア) 大規模災害により、近隣市町村が被災した場合において、広域災害支援の観点から、市が近隣市町村の火葬を行う必要があると認めた場合は、受付時間、利用時間等を延長し、24時間体制で対応できるようにすること。

(6) 引き取りを希望しない焼骨

利用者が引き取りを希望しない焼骨については、適切な方法で取り扱うこと。

(7) 心づけ受領の禁止

事業者及び関係者が、会葬者、葬祭業者等から心づけを受領することはかたく禁じる。心づけは、金銭のみでなく中元歳暮等物品も含む。

(8) 個人情報の保護及び秘密の保持

- ア 事業者は、業務を実施するにあたって知り得た利用者等の個人情報を取り扱う場合については、漏えい、滅失、き損の防止等、個人情報の適正な管理のために必要な措置を関連法令に準拠して講じること。
- イ 業務に従事する者または従事していた者は、個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に利用してはならない。

(9) その他

- ア 事業者は、年一回、豊橋市獣医師会が主催する動物慰霊祭の開催に協力すること。
- イ 事業者は、市が実施する開所式・内覧会等の開催に協力すること。
- ウ 事業者は、周辺住民から苦情、要望等が寄せられた場合は、適切な一次対応をとるとともに、速やかに市へ報告すること。

第5 既存施設の解体・撤去等業務要求水準

1 事業者の業務範囲

- ・ 既存施設の解体業務
- ・ 廃棄物の処分業務
- ・ 跡地整備業務

2 基本要件

(1) 業務の概要

既存施設を解体及び撤去すること。撤去工事とあわせて跡地を整備すること。

(2) 業務期間

平成33年8月末までに完了すること。

(3) 解体要件

- ア 事業者は、解体対象となる施設について、現状を確認のうえ、「附属資料5 既存施設平面図」を参照し、解体及び撤去を行うこと。
- イ 解体及び撤去は杭等地中残留物も対象とする。
- ウ 解体計画にあたっては、あらかじめ現地にて使用材料等の調査を行って施工計画書及びリサイクル計画書を作成すること。
- エ PCB使用部分及びアスベスト使用部分については、関係法令及び法令適用基準等に定められた方法により、適切に処分・処理を行うこと。
- オ 解体にあたっては、会葬者、葬祭業者の利用及び周辺地域への影響に十分配慮すること。
- カ 解体及び跡地整備によって搬出される廃棄物は、関係法令等を遵守して適正に処理すること。
- キ 工事実施にあたっては、新斎場の運営に支障をきたさないよう、充分配慮するとともに、特に周辺環境の保全には留意すること。
- ク 解体業務の着工前及び業務期間中に提出する書類は、本要求水準書「建設業務」に示す書類のうち解体業務に係るものとし、適切な時期に提出すること。
- ケ その他、本要求水準書「施設整備業務要求水準」が示す水準を満たすこと。

(4) 完成図書の提出

事業者は、市による完成確認に必要な次の完成図書を提出すること。なお、これら図書を本施設内に保管すること。

- | | |
|----------|----|
| ・ 工事完了届 | 3部 |
| ・ 工事記録写真 | 3部 |

- ・完成図（解体、杭等地中残留物の記録含む） 一式
（製本図3部、縮小版製本3部及び図面等が収録された電子媒体一式1部）
- ・完成検査調書（事業者によるもの） 3部
- ・完成写真 3部

なお、完成写真の著作権等については、本要求水準書「建設業務」に示す要件と同様とする。

(5) 既存施設概要

ア 既存施設概要

項目	概要
施設名称	豊橋市斎場
所在	豊橋市飯村町字北池上 52 番地 36 豊橋市飯村町字北池上 52 番地 228
建築年月	1976年7月
敷地面積	8,535.96㎡
施設面積	1,971.89㎡ (斎場棟：704.11㎡、白ヶ池会館（待合棟）：1,193.93㎡、その他：73.85㎡)
施設内容	<p>■斎場棟 火葬炉10基（うち大型炉2基）、動物炉1基、炉前ホール、告別室2室、収骨室2室、安置室</p> <p>■白ヶ池会館（待合棟） 待合室10室、ロビー・ラウンジ、事務室、売店</p> <p>■その他 渡り廊下、ボンベ室、物置、機械室、駐車場（普通車78台、マイクロバス6台、車椅子使用者用1台）</p>

イ 既存施設の面積

	延床面積（㎡）	建築面積（㎡）	構造
斎場棟	704.11	888.92	RC造
白ヶ池会館（待合棟）	1,193.93	698.89	RC造
渡り廊下	44.41	44.41	RC造
ボンベ室	7.00	7.00	CB造
物置	10.44	10.44	S造
機械室	12.00	12.00	CB造
合計	1,971.89	1,661.66	